

# 四半期報告書

(第123期第2四半期)

日本郵船株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2 【事業等のリスク】 .....	4
3 【経営上の重要な契約等】 .....	13
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	15
第3 【設備の状況】 .....	28
1 【主要な設備の状況】 .....	28
2 【設備の新設、除却等の計画】 .....	29
第4 【提出会社の状況】 .....	30
1 【株式等の状況】 .....	30
2 【株価の推移】 .....	36
3 【役員の状況】 .....	36
第5 【経理の状況】 .....	37
1 【四半期連結財務諸表】 .....	38
2 【その他】 .....	61
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	62

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月12日

【四半期会計期間】 第123期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

【会社名】 日本郵船株式会社

【英訳名】 Nippon Yusen Kabushiki Kaisha

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長・社長経営委員 工 藤 泰 三

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

【電話番号】 03-3284-6220

【事務連絡者氏名】 主計グループ長 小 山 朗

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

【電話番号】 03-3284-6220

【事務連絡者氏名】 主計グループ長 小 山 朗

【縦覧に供する場所】 日本郵船株式会社横浜支店  
(横浜市中区海岸通三丁目9番地)  
日本郵船株式会社名古屋支店  
(名古屋市西区牛島町6番1号)  
日本郵船株式会社関西支店  
(神戸市中央区海岸通一丁目2番31号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第122期 第2四半期 連結累計期間	第123期 第2四半期 連結累計期間	第122期 第2四半期 連結会計期間	第123期 第2四半期 連結会計期間	第122期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高 (百万円)	1,419,874	794,519	740,274	414,453	2,429,972
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	139,833	△43,915	74,722	△16,837	140,814
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失(△) (百万円)	91,274	△29,353	46,914	△10,434	56,151
純資産額 (百万円)	—	—	741,240	565,528	581,237
総資産額 (百万円)	—	—	2,355,539	2,110,661	2,071,270
1株当たり純資産額 (円)	—	—	570.23	426.39	443.16
1株当たり四半期 (当期)純利益金額又は 四半期純損失金額(△) (円)	74.33	△23.91	38.21	△8.50	45.73
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	29.7	24.8	26.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	104,517	△2,052	—	—	150,474
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△97,442	△6,760	—	—	△170,253
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△13,424	40,975	—	—	29,571
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	117,185	159,702	126,768
従業員数 (名)	—	—	31,176	32,138	29,834

(注) 1. 売上高は消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)抜きで表示している。

2. 第122期第2四半期連結累計期間、第122期第2四半期連結会計期間及び第122期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式がないため、記載していない。  
第123期第2四半期連結累計期間及び第123期第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載していない。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はない。  
また、主要な関係会社における異動はない。

## 3 【関係会社の状況】

関係会社の異動状況

(1) 当第2四半期連結会計期間において、次の関係会社を新たに連結子会社とした。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
JACQUART SHIPHOLDING S. A.	PANAMA	1 (千US\$)	不定期専用船事業	100.00	有	当社に裸貸船。
NOZOMI SHIPHOLDING S. A.	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00	有	当社に定期貸船。
RATICATE MARITIMA S. A.	PANAMA	0 (百万円)	定期船事業	100.00	有	当社に定期貸船。

(2) 当第2四半期連結会計期間において、次の連結子会社が関係会社に該当しなくなった。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
NYK LOGISTICS (FUZHOU BONDED ZONE) LTD. ※1	CHINA	21,656 (千RMB)	物流事業	100.00 (100.00)	有	特記事項なし。
CEREZO MARITIMA S. A. ※2	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00	有	特記事項なし。
ELKA SHIPHOLDING S. A. ※2	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00	有	特記事項なし。
MAPLE SHIPHOLDING S. A. ※2	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00	有	特記事項なし。
VENTFORET MARITIMA S. A. ※2	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00	有	特記事項なし。

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載している。

2. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数。

3. ※1：株式売却のため連結の範囲から除外した。

4. ※2：平成21年9月24日をもって清算結了。

## 4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(名)	32,138 (4,449)
---------	-------------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載している。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(名)	1,025
---------	-------

(注) 従業員数は、他社出向在籍者等759名及び有期社員99名を除いている。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは国際的な海上貨物運送業を中核として多角的事業を展開しているため、生産、受注の各実績を求めることが実務的に困難であり、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示しておりません。

#### 販売実績

当第2四半期連結会計期間における売上高を事業の種類別セグメントごとに示すと、次の通りであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
定期船事業	90,546	48.7
不定期専用船事業	180,875	53.3
物流事業	83,009	64.3
ターミナル関連事業	27,254	72.3
客船事業	9,932	69.9
航空運送事業	14,198	56.2
不動産業	3,336	113.2
その他の事業	38,857	52.8
計	448,011	55.4
消去	(33,558)	49.3
合計	414,453	56.0

- (注) 1. 売上高に対する割合が10%以上の顧客はありません。  
2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### 2 【事業等のリスク】

前連結会計年度の有価証券報告書及び当連結会計年度の第1四半期報告書に記載した「事業等のリスク」について変更及び追加がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

当社グループの主たる事業である海上輸送及び総合物流事業、客船事業、航空運送事業などの事業活動において、世界各国の経済情勢、政治的または社会的な要因等により、当社グループの事業や業績が悪影響を受ける可能性があります。当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本四半期報告書提出日（平成21年11月12日）現在において当社グループが判断したものです。

(1) 重大な事故等による影響について

当社グループは、海・陸・空にまたがるグローバルな総合物流企業グループとして、安全・確実な「モノ運び」を通じ、人々の生活を支えるという企業理念のもと、世界中で船舶や航空機を運航・管理しております。これらの安全運航及び環境保護対策を最重要課題と認識し、船舶においては独自の安全管理システム「NAV9000」による品質保証活動を実施するなど、安全運航に努めております。船舶をはじめ各現場での実行状況は、社長を委員長とする「安全環境対策推進委員会」で定期的にレビューされ、安全品質レベルをさらに向上・改善させるシステムが構築されており、また、緊急事態に際しては、適切な対応ができる体制を整えております。しかしながら、もし不測の事故、特に油濁その他の環境汚染、乗務員又は乗客の死亡又は傷害、船舶の喪失又は損傷等につながる重大な事故等が発生した場合には、貨物輸送の遅延・不能、運送契約の解除・債務不履行、過料、訴訟、罰金又は営業制限、保険料の引き上げ、評判及び顧客関係の悪化といった事態に直面する可能性があり、かかるリスク又は損失を保険で適切にカバーできない場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 一般的な海運市況・荷動き等の変動による影響について

当社グループは、一般的な海運市況の変動に左右されない安定的な営業収益の確保に努めておりますが、一般的な経済動向、国際間の荷動き需要減退、競争激化または船舶需給バランス等の影響により、運賃収入及び貸船料収入などが大きく変動する可能性があり、その結果、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

世界規模の経済の停滞により、世界の多くの地域の経済は大幅に落ち込んでおり、日本の経済状況も、輸出需要の著しい減少によって特に大きな落ち込みを記録しています。また、当社グループの事業にとって重要なその他の地域、特に米国及びEU諸国の経済も著しく低迷しました。世界経済の停滞は、世界の海運市況及び当社グループの事業に対して、継続的に影響を与える可能性があります。

コンテナ船、ドライバルク、タンカー、航空及びその他の貨物輸送の需要の低下、並びに最近の世界経済の低迷による貿易取引の決済に関する与信の縮小が、当社グループの船腹に対する需要を低下させ、急激な料金引下げへの圧力及び貨物量の大幅な減少の要因となっています。平成21年3月期における当社グループの業績は、前年度に比べて悪化し、2010年3月期の上半期においても、当社グループの売上高及び利益は減少しました。現在の世界経済環境が続くか又は更に悪化する場合、当社の事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、運賃は、近年の船腹需給の不均衡により、大幅に変動する傾向にあります。需給間の不均衡は、今後も海運業界に影響を及ぼすと見込まれ、その結果、当社グループの売上高は大幅に変動する可能性があります。また、当社グループの船舶の価値にも影響を及ぼす可能性があります。

海運業界における需要に影響を及ぼす要因には、以下のものが含まれます。

- ・世界的及び地域的な経済環境
- ・当社グループが運搬するエネルギー資源、原材料及び商品の需要及び消費動向
- ・工場のグローバル化
- ・在庫水準
- ・海上輸送及びその他の輸送方法の変化並びに代替輸送手段の発展
- ・国際貿易の進展並びに世界的、地域的な政治動向及び経済情勢
- ・環境開発及びその他の規制の動向



また、船腹過剰が、当社グループの財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループを含む多くの海運会社は現在、関連する船腹の需要低迷及び供給過剰により、そのコンテナ船その他の船舶の一部の運航を休止している状況にあります。そのため、特に定期船事業においては、たとえ今後世界経済が回復したとしても、しばらくは運賃の大幅な改善が見られない可能性があります。

船舶の供給に影響を及ぼす可能性のある要因には、以下のものが含まれます。

- ・新造船の隻数又は船腹量
- ・中古船のスクラップ価格
- ・港及び運河の混雑又は閉鎖
- ・定期点検又は係船により運航を休止している船舶の隻数
- ・環境規制及び船舶の耐用年数を制限する可能性のあるその他の規制の変更又は基準を充たす船舶の減少

供給過剰によって、市場における備船料の水準及び当社グループの船舶の価値が下落し、当社の事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、船隊の一部を新造船の建造・保有によって調達しています。当社グループの新造船に関連する長期固定費用には、減価償却費、借入金の支払利息及び船舶の運営・維持費が含まれます。当社グループはまた、船隊のうち一部の船舶を長期備船により調達しており、備船期間にわたり備船料の支払いを約定しています。しかし、その一方で、船舶に対する需要や運賃水準は、短期間に大きく変動します。当社グループは、需要動向及び必要な船腹の予測に基づき、新規船舶の建造を発注し、又は長期備船契約を締結しておりますが、仮に当社が一定以上の稼働率で船舶を運航することができず、又は短期の契約により船舶を運航に供する場合でその後市場の運賃水準が大幅に下落した場合、船舶の運航により得られる収益が費用をまかなうのに十分でない可能性があります、その結果当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を受ける可能性があります。

### (3) 保険について

当社グループは、船舶保険、戦争リスクに関する保険、環境破壊及び公害に係る保険、船主責任保険、備船契約者責任保険等、船舶の所有者及び運航者のための船隊リスクに関する保険に加入しています。しかしながら、当社グループが加入している保険が、可能性のある全てのリスクについてカバーしているという保証はなく、また保険会社が全ての保険金請求に応ずるという保証もありません。仮に当社グループの損失を補填するのに十分な保険が支払われたとしても、船舶を喪失した場合には、代替船舶を即時に確保できない可能性があります。さらに将来、当社グループの船隊について、合理的な料金で十分な保険を付すことができるという保証はありません。

保険料の水準は、当社グループ自身による保険金請求のみならず、他の保険加入者の保険金請求の動向によっても影響を受ける可能性があります。場合によっては、保険料の支払いが多額の費用負担となり、当社グループの利益及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの保険契約に付されている免責条項、制限条項及び例外事項は、海運業界において標準的なものであると認識しておりますが、かかる条項によって、保険による損失の補填が限定的なものとなる可能性があります。

(4) 競合他社との競争による影響について

当社グループは、日本における海運業者のみならず、国際的・海運業を営む世界中の競合他社と競争関係にあり、競争状況は激化しています。当社グループがいずれかの事業において競争優位性を維持できなくなった場合、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 為替レートの変動による影響について

当社グループの事業においては、外貨建て取引が多く、為替レートの変動が損益に影響を与える可能性があります。費用のドル化を進めるとともに、為替予約や通貨スワップ等のヘッジ取引により、為替レート変動の影響の軽減に努めております。また、当社グループの連結財務諸表作成にあたっては、海外の連結子会社の財務諸表を円換算しており、為替レートが変動した場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を受ける可能性があります。

(6) 燃料油価格の変動による影響について

当社グループは、世界中で運航する船舶や航空機に使用される燃料油を常時購入しております。燃料油費用は、当社グループの定期船事業及び不定期専用船事業における費用の大きな割合を占めています。燃料油の価格水準及び入手可能量は、世界的な原油需給、外国為替市場の変動、産油国やOPECの動向、燃料規制の増加、戦争その他の多くの要因により変動し、これらの動向を予測することは困難です。当社グループとして、燃料油調達地域の分散や先物予約取引、燃料油の消費量節減等の対策を講じて業績に与える影響の軽減に努めておりますが、かかる取引は限定的であり、価格の変動又は供給不足から十分に保護されない可能性があります。また、燃料油価格の変動により、ヘッジのためのコストが増加する可能性があります。当社グループは通常、燃料油及び航空燃料の価格上昇を、全て運賃値上げ又は燃油サーチャージといった方法で転嫁することはできていません。このため、燃料油及び燃料価格の上昇が、当社の事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) グローバルな事業展開における各地域の経済状況等による影響について

当社グループの活動の範囲は、日本、北米、欧州、アジア並びに中近東その他の地域に及んでおり、各々の地域における経済状況等により影響を受ける可能性があります。具体的には、以下に掲げるいくつかのリスクが内在しております。これらリスクに対しては、グループ内での情報収集、外部コンサルタント起用等を通じ、その予防・回避に努めておりますが、これらの事象が発生した場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を受ける可能性があります。

- ① 不利な政治的または経済的要因
- ② 事業・投資許可、租税、為替管制、国際資産の没収、独占禁止、通商制限など公的規制の影響
- ③ 他社と合併・提携する事業の動向により生じる影響
- ④ 戦争、暴動、テロ、海賊、伝染病、ストライキ、コンピューターウイルス、その他の要因による社会的混乱
- ⑤ 地震、津波、台風等の自然災害の影響
- ⑥ 国際的業務における人員配置及び管理の困難性
- ⑦ 日本とは異なる責任の基準及び予測困難な法体制

これらの要因は特定の国際市場での当社グループの事業に悪影響を及ぼす可能性があります。結果として当社グループのビジネスに悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、コンテナ船事業において、他の海外海運会社3社との戦略的提携であるグランドアライアンスのメンバーとなっています。当社グループは、コンテナ船事業の効率的かつグローバルなネットワークを保つために、かかるアライアンスが必要であると考えております。しかしながら、アライアンスの活動には、均一の安全・運航基準及び管理方針・手続を維持する難しさ、解散の可能性、アライアンスに加盟している会社の撤退又はアライアンスによって必ずしも期待していた結果が得られない可能性といったリスクを伴います。当社グループがかかる要因に適切に対処できない場合、当社グループの事業、経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの事業は、十分な数の海上従業員に依存しております。船舶の安全な運航のためには、質の高い従業員を確保することが特に重要となります。当社の海上従業員のほとんどは、アジアの国々（例えばフィリピン）の外国人です。当社は、質の高い海上従業員を確保するために、教育及び訓練の提供及び他の国からの採用など、様々な手段を取ってきましたが、適切な費用で必要な技術水準を持った海上従業員を十分に採用し維持できるという保証はありません。例えば、経済危機前数年間の海上運送への需要が高かった時期においては、海上従業員を雇用するための人件費が大幅に増加しました。十分な数の海上従業員を合理的な費用で雇用、維持できない場合、当社の事業、財務状況及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、海上従業員を含む当社グループの従業員の一部は、労働組合に所属しており、当社グループの従業員によってストライキ、業務停止又はサボタージュが行われた場合、当社グループの事業、財務状況及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループ従業員以外の第三者によるストライキ又は業務停止によっても、当社グループの事業、財務状況及び経営成績に影響を受ける可能性があります。

当社グループは、中東を含め世界中の紛争に関するリスクによる影響を受けます。当社グループが保有又は傭船する船舶は一部アデン湾を航行しますが、この地域では近年重大な海賊事件が発生しています。この地域における現在の政情不安や戦闘が、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の石油タンカー「高山」がアデン湾において海賊による襲撃を受けるなど、テロ及び海賊行為も、マラッカ海峡、アデン湾及びソマリア・ケニア沖のインド洋などの地域を航行する船舶に影響を与えてきました。今後、当社の船舶が運航している地域が通常戦争保険除外地域として指定された場合（アデン湾は既に指定されています。）には、保険料の水準及び保険金の支払いに影響を与える可能性があります。

#### (8) システム開発・運用における事故等による影響について

当社グループにおいても、その業務遂行には、ITの円滑な運用は今や欠かせない企業基盤となっており、地震・火災等の罹災に際しても、システムの安定稼働の確保並びにシステムダウンに至った場合でも、その速やかな復旧を図るべく、努めております。しかし、システムダウンが一定期間以上におよび、お客様への情報提供や業務処理が滞ることとなった場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を受ける可能性があります。

#### (9) 環境保全、安全・保安対策に係る規制強化等による影響について

当社グループが事業を行う各地域において、当社グループの船舶は安全運営及び海難事故の防止に関する国際法を遵守する必要があります。加えて、環境保護、輸出入、税金及び為替に関する地域固有の法令及び規制を遵守する必要があります。

当社グループは、環境保全活動及び物流サプライチェーンの安全・保安対策の重要性を認識しつつ、グローバルに事業を展開・拡大しております。例えば、座礁等による原油や燃料油流出を防止するためのダブルハル（二重構造船体）化の推進、燃費節減によるCO2排出量削減、低硫黄燃料使用によるSOx排出量削減、NOx排出低減のため電子制御エンジン導入などの環境保全対策を実施しております。

今後、地球温暖化や大気汚染の防止、生物多様性の保全など環境保全、安全・保安対策に対する規制の強化や社会の期待の高まりなどにより、これらに関連する対策費用が増加した場合、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。また、特定の地域における法令又は規制を遵守することが困難となった場合には、当該地域における当社グループの事業運営が制限され、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (10) 航空運送事業に係る影響について

当社グループの航空運送事業は、世界同時不況の影響及び燃料油価格の変動により深刻な影響を受け、その結果、平成21年3月期における営業損失は17,907百万円となりました。

当社グループは、航空貨物輸送に対する高い需要が予期された時期において、ボーイング社に対して新型の航空機であるボーイング747-8F型航空機14機を発注済みであります。ボーイング社は、平成21年10月、747-8F型航空機の1号機の（別の顧客への）納入が平成22年第4四半期まで遅れる見通しである旨発表しました。したがって、当社グループが発注した14機の納期が遅れる可能性があり、その場合これに関連して当社グループに損失が発生する可能性があります。また、航空貨物市場が低迷している場合には、かかる航空機が使用可能になったとしても、その全てを活用することができなくなる可能性があり、その場合、航空機の運航休止、リース又は売却を行わなければならないことにより損失を被る可能性があります。

当社は現在、当社の連結子会社である日本貨物航空(株)と(株)日本航空インターナショナルとの航空貨物事業の再編と統合に向けた協議を行っており、再編・統合後の新体制での事業を平成22年4月1日に開始することを目指しております。かかる再編・統合が実施される場合、日本貨物航空(株)の財政状態の健全化その他の再編・統合に伴うコストが発生し、当社グループの財務状況及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、かかる再編・統合が実施されない場合には、再編・統合によるコスト削減その他のシナジー効果を得ることはできなくなります。また、再編・統合が実施されたとしても、これによるコスト削減その他のシナジー効果を得られるという保証はありません。

加えて、当社グループの航空運送事業は、海運業と同様の下記のようなリスクにもさらされており、これらの要因が当社グループの財務状況及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・飛行機事故
- ・環境規制及びその他の規制の進展
- ・競争の激化及び需要の低迷による航空運賃の下落
- ・航空燃料油価格の変動
- ・通貨変動
- ・保険による補償範囲の不足
- ・法規制及び当局より付与される発着枠
- ・ITシステムの不具合

- ・固定費用の硬直化
- ・テロリズム、政情不安及び自然災害

(11) 取引先との関係に係る影響について

当社グループのドライバルク部門及びタンカー部門においては、特に大型の船舶について、取引先との長期契約に重点を置いております。かかる長期契約には、決定された運賃、使用船腹量及び費用調整条項が定められ、市場環境の変化による影響を安定化させるのに役立っています。しかしながら、最近の景気低迷の中、当社グループが長期契約を結んでいる取引先の財政状態等が悪化せず、取引先が契約条項の全部又は一部を履行し続けることができるという保証はありません。当社グループは、かかる長期契約上の義務を履行するにあたって、第三者からの傭船によって船舶を調達する場合があります。傭船先の一部が、傭船期間終了前に当社との契約を履行できなくなる可能性があり、これによって他の船舶を調達するための損失が発生する可能性もあります。今後このような事態が生じた場合、当社グループの事業、財務状況及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、長期契約は市況の変動による影響を軽減できる反面、市況の上昇局面においても直ちに高い運賃を請求できなくなる場合があります。

当社グループの重要な取引先には、日本の主要な自動車メーカー、製紙会社、電機メーカー、製鉄会社、公共事業会社及び米国を拠点とする小売業者等が含まれています。仮に、重要な取引先との間の取引規模が縮小したり、重要な取引先を失うようなことがあれば、当社の財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 港湾の混雑及び内陸輸送コストに係る影響について

当社グループは、港の混雑及び内陸輸送コストの増加により影響を受ける可能性があります。

海上運送の需要増加によって、特にハイシーズンには貨物の積下ろしの遅延が生じ、港によってはインフラ及び労働力の不足をもたらす可能性があり、かかる遅延又はインフラ・労働力の不足により、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。例えばインドなどの市場の拡大が、港湾設備のインフラ及び規模により制限を受ける可能性があります。

(13) 事業再編等による影響について

当社グループは、過年度において事業再編等を実施しております。今後とも事業再編等を実施した場合、当社グループの業績及び財務状況に変動が生じる可能性があります。

(14) 中期経営計画及び緊急構造改革プロジェクトについて

当社グループは、平成21年1月に2年間の緊急構造改革プロジェクト（「宜候」）を立ち上げましたが、平成21年10月、「宜候」において設定された目標を基に、さらに長期の目標を設定した中期経営計画“New Horizon 2010”の見直しを発表しました。しかし、「宜候」プロジェクト及び“New Horizon 2010”で目標としているコンテナ船のコア・フリートの隻数削減、コスト削減及びその他の構造改革に伴い、これに関連する費用が発生する可能性があります。また、かかる構造改革は、様々な要因により影響を受ける可能性があり、必ずしも達成できる保証はありません。

(15) 投資計画に係る影響について

当社グループは、船隊や航空機の整備等に係る投資を計画しておりますが、今後の市況及び公的規制等の動向によって、これらが計画どおりに進捗しない場合、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

当社グループは、新造船のための設備投資に相当程度の金額を投じております。大型の造船計画に伴う遅延の可能性や、造船所における労働争議、造船所の経営難など造船所自体に関わる要因によっても左右されます。新造船が納入される時点でもなお貨物輸送への需要が低迷している場合、又は需要が増加した場合において予定されていた船舶の納入が遅れた場合には、当社グループの事業、経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 金利動向による影響について

当社グループは、船舶や航空機、輸送関連施設等の取得に係る設備投資需要や事業活動に係る運転資金需要に対し、内部資金を充当する他、外部から資金を調達しております。これらの外部資金については、現在、変動金利で調達する部分もあり、金利環境を勘案の上、金利固定化等により、金利変動による影響の軽減に努めておりますが、将来の金利変動によっては、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。また、将来の資金調達コストが金利変動により、影響を受ける可能性があります。

(17) 船舶等の売却等における影響について

当社グループは、海運市況の需給関係により、または船舶や航空機の新技术開発・導入に起因する陳腐化ないし安全規制・諸規則の変更等による物理的使用制限等により、当社グループが保有する船舶や航空機を売却する場合、または当社グループが傭船する船舶の傭船契約解約を実施する場合があります。

その結果として、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

通常、当社グループは減価償却済みの船舶又は航空機を売却します。しかしながら、当社グループに有利な条件でこれらを売却できる保証はなく、またそもそも売却できない可能性もあります。景気が低迷し、船舶及び航空機の市場価格が下落しているときに、古い船舶及び航空機を売却する必要性が高まる可能性もあります。減価償却が完了していない船舶又は航空機を簿価より低い価格で売却しなければならない場合もあり、その場合売却損を被る可能性もあります。また、現在の市場低迷が回復せず、又は更に悪化した場合、船舶、航空機その他の資産について評価損を被る可能性があります。

(18) 投資有価証券における評価損による影響について

当社グループは、有価証券の評価基準及び評価方法として、投資有価証券のうち時価のあるものについては期末前1ヶ月の市場価格の平均等に基づく時価法を採用しております。その結果、株式市況の変動等により当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

(19) 退職給付制度による影響について

当社グループは、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、適格退職年金制度、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。また、適格退職年金制度は、法令により、平成24年3月末までに他の制度への移行が義務付けられており、当社は、平成19年4月1日付けで確定給付企業年金制度に移行しました。このような年金制度の変更、年金資産運用の状況及び退職給付会計において設定される前提条件の変更等により、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

(20) 繰延税金資産の回収可能性の評価における影響について

当社グループは、将来の課税所得の見積りに基づいて、繰延税金資産の回収可能性を評価しておりますので、その見積額が減少し繰延税金資産の一部または全部を将来実現できないと判断した場合、あるいは税率変動等を含む各国税制の変更等があった場合、その判断を行った期間に繰延税金資産を減額し、税金費用を計上することになります。

その結果として、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

(21) 重要な訴訟事件等の発生について

当社グループの主たる事業である海上輸送及び総合物流事業、客船事業、航空運送事業などの事業活動において、各種の訴訟に巻き込まれるおそれがあります。以下2社の事例も含め、訴訟等の内容及び結果によっては、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

① 日本貨物航空㈱について

世界各国の主要航空会社は航空貨物輸送に関わる価格カルテル等に関連して米欧当局などの調査を受けており、当社の連結子会社である日本貨物航空㈱も、平成18年以来、米国、欧州委員会及び韓国の各当局の調査を受けこれら調査に協力しております。欧州においては、平成19年12月に、欧州委員会より異議告知書を受領しました。日本貨物航空㈱は、平成20年4月に異議告知書に回答し、平成20年6月に公聴会が欧州委員会で行われました。近いうちに欧州委員会から決定が下される可能性もあり、その結果日本貨物航空㈱が課徴金を科せられる可能性もあります。米国当局の調査については、平成21年4月、米国司法省と罰金45百万米ドルを支払うことに同意しました。また、日本貨物航空㈱は韓国においても調査の対象となっており、平成21年10月、韓国の公正取引委員会より競争法の違反の可能性に関する通知を受領しました。日本貨物航空㈱は本件に関し異議を申し立てる機会を与えられています。

平成21年9月30日現在、欧州委員会の調査について将来発生しうる損失の現時点での見積額を独禁法関連引当金として計上しています。韓国における調査については、現時点で結果を合理的に予測することは困難であり、そのため今回の調査により発生しうる債務については引当金を計上しておりません。

さらに米国において、日本貨物航空㈱は、価格カルテルによって生じた損害を賠償するよう、請求金額を特定しないまま損害賠償請求訴訟（集団訴訟）を提起されておりますが、現時点で結果を合理的に予測することは困難であり、そのため、これらの訴訟に関し、特に引当金を計上しておりません。

## ② 郵船航空サービス㈱について

連結子会社である郵船航空サービス㈱を含む国内主要国際航空貨物利用運送事業者は、公正取引委員会から国際航空貨物利用運送に係る本体運賃、燃油サーチャージ等に関し、独占禁止法の規定に違反する行為を行っていたとして、平成20年4月より調査を受けておりましたが、平成21年3月に排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。その後、郵船航空サービス㈱では本命令の内容を精査、確認し、慎重に検討を重ねた結果、その内容には承服できないものがあるとして、平成21年4月開催の臨時取締役会にて、公正取引委員会に対し審判手続の開始を請求する等の手続きをとることを決議しました。

然しながら、平成21年9月30日現在、公正取引委員会からの命令に基づいた課徴金納付額を独禁法関連引当金として計上しております。

なお、上記は当社グループが事業を継続する上で、予想される主なリスクを具体的に例示したものであり、これらに限定されるものではありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成21年7月27日開催の取締役会において、株式交換により太平洋海運㈱を当社の完全子会社とすることを決議し、同日付で太平洋海運㈱と株式交換契約を締結いたしました。

株式交換の概要は、以下のとおりです。

### (1) 株式交換の目的及び内容

当社では、太平洋海運㈱が培った独自の運航技術や高度なノウハウを、当社が保有する船隊、商圏や資金調達力等の経営資源と結合することによって、当社の企業価値の向上に活用することができるものと考えております。

一方、企業価値の向上を実現させるためには、太平洋海運㈱を含めた当社グループ内の経営資源の相互有効活用、当社グループ内外の他社との事業再編等、あらゆる手段を検討する必要があると考えられますが、そのためには、太平洋海運㈱を完全子会社化することにより、機動的かつ迅速な意思決定を行い、実行する体制を早期に確立することが必要不可欠であると考え、太平洋海運㈱を完全子会社とすることに合理性があると判断したものです。

当社を株式交換完全親会社とし、太平洋海運㈱を株式交換完全子会社とする株式交換です。

### (2) 株式交換の期日

平成21年12月1日

### (3) 株式交換の方法

当社は、本株式交換の効力発生日の前日の太平洋海運㈱株主名簿に記載又は記録された太平洋海運㈱の株主（当社を除きます。）の所有する太平洋海運㈱株式数に0.244を乗じた数の当社の普通株式を交付します。ただし、会社法第785条の規定に基づきその有する株式の買取りの請求をした太平洋海運㈱の株主については、当該株主に代えて太平洋海運㈱に対し、当社の普通株式を割り当てます。また、太平洋海運㈱は、株式交換の効力発生日の前日において所有するその自己株式の全てを、当該効力発生日の前日において消却する予定です。



#### (4) 株式交換比率

太平洋海運(株)の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.244株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有する太平洋海運(株)の普通株式92,203,666株(平成21年9月30日時点)については割当て交付を行いません。

#### (5) 株式交換比率の算定根拠

##### ① 算定の基礎

本株式交換の株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、各社がそれぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は三菱UFJ証券(株)を、太平洋海運(株)はPwCアドバイザリー(株)をそれぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

三菱UFJ証券(株)は、当社株式については、当社が(株)東京証券取引所、(株)大阪証券取引所及び(株)名古屋証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析を採用して分析を行いました。太平洋海運(株)については、太平洋海運(株)が(株)東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュフロー(以下、「DCF」といいます。)分析を行いました。なお、当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	交換比率算定結果
市場株価分析	1 : 0.241 ~ 0.279
DCF分析	1 : 0.203 ~ 0.247

一方、PwCアドバイザリー(株)は、当社株式については、当社株式が(株)東京証券取引所、(株)大阪証券取引所及び(株)名古屋証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準方式を採用して算定を行いました。太平洋海運(株)株式については、太平洋海運(株)株式が(株)東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準方式を採用し、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF方式を採用して算定を行いました。なお、当社株式の1株当たり株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	交換比率算定結果
市場株価基準方式	1 : 0.244 ~ 0.279
DCF方式	1 : 0.213 ~ 0.276

##### ② 算定の経緯

当社と太平洋海運(株)は、上述の第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を慎重に検討し、本増資の実施、両社の財務状況、将来の見通し等の要因も勘案しながら、両社で株式交換比率について交渉・協議・検討を重ね、それぞれ平成21年7月27日に開催された取締役会において承認を受け、本株式交換における株式交換比率を決定いたしました。

また、かかる株式交換比率は当社又は太平洋海運(株)の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合等においては、当事会社間で協議の上、変更することがあります。

(6) 太平洋海運(株)の資産・負債の状況等 (平成21年9月30日現在)

資産	金額 (百万円)	負債・純資産	金額 (百万円)
流動資産	6,743	流動負債	7,522
固定資産	15,604	固定負債	11,049
		純資産	3,775
合計	22,348	合計	22,348

(7) 株式交換の相手会社の名称等

名称	太平洋海運株式会社
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 松永 武士
所在地	東京都港区三田一丁目4番28号三田国際ビル23階
資本金	6,495,900,000円 (平成21年9月30日現在)
事業の内容	船舶運航事業、船舶貸渡業、船舶管理業、船用品販売業

(8) 株式交換完全親会社となる会社の概要

資本金	88,531,033,730円 (平成21年9月30日現在)
事業の内容	定期船事業、不定期専用船事業、物流事業、ターミナル関連事業、客船事業、航空運送事業、不動産業及びその他の事業

#### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日までの3ヶ月)の業績は、連結売上高4,144億円(前年同四半期7,402億円)、営業損失115億円(前年同四半期営業利益766億円)、経常損失168億円(前年同四半期経常利益747億円)、四半期純損失104億円(前年同四半期純利益469億円)となりました。

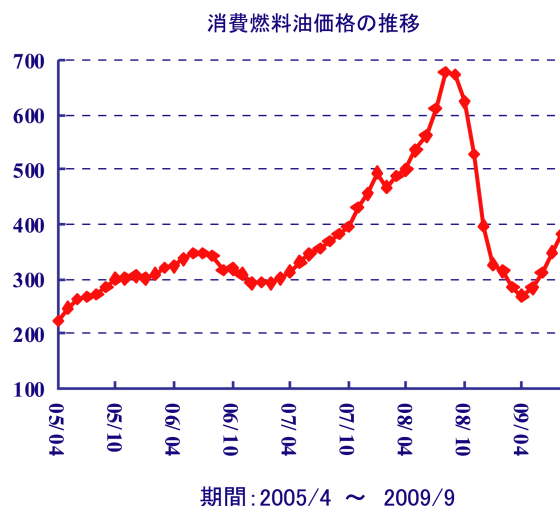
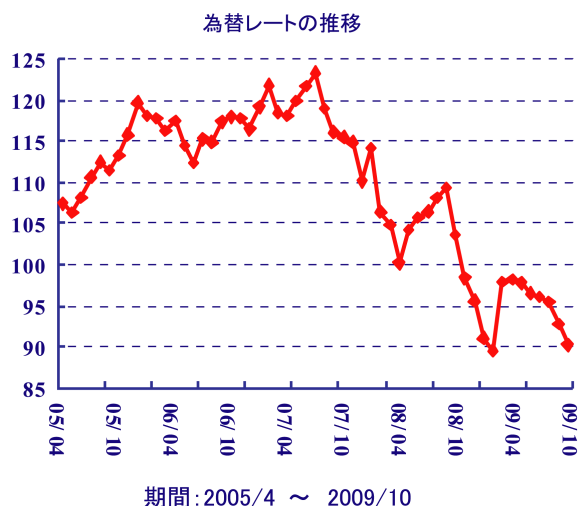
当第2四半期連結会計期間の世界経済は、昨秋のリーマン・ショックから1年が経過し、世界各国での財政・金融政策の発動により落ち着きを取り戻しつつあり、海運業を取り巻く事業環境でも一定の回復傾向が見られましたが、当社の業績は引き続き厳しい状況で推移しました。コンテナ船の低い運賃水準と荷動きの低迷、およびドライバルク市況・タンカー市況の軟化と自動車輸送の荷動き低迷を受け、定期船事業と不定期専用船事業を合わせた海運業部門で大幅減収となった他、物流事業・ターミナル関連事業・航空運送事業などの非海運業部門でも取扱量の低迷が続いたため、売上高は全体で前年同四半期比3,258億円減(44.0%減)となりました。一方で、売上原価は前年同四半期比で2,219億円減(37.1%減)となり、販売費及び一般管理費の削減にも取り組みましたが、売上高の大幅な減少により、営業利益は同882億円減となり、売上高営業利益率は前年同四半期の10.4%から△2.8%へと、13.1ポイント低下しました。この結果、経常利益は前年同四半期比で915億円減、四半期純利益も同573億円減といずれも大幅に悪化しました。

なお、為替レートと燃料油価格の変動が当第2四半期連結累計期間の経常利益に与えた影響は以下の通りです。

	当第2四半期連結累計期間	前第2四半期連結累計期間	差額	影響額
平均為替レート	96.12円/US\$	105.66円/US\$	9.54円 円高	△33億円
平均燃料油価格	US\$333.56/MT	US\$593.73/MT	US\$260.17安	260億円

(注) 為替レート変動が経常利益に与える影響額はUS\$1当たり1円の変動で年間約7億円です。

燃料油価格変動が経常利益に与える影響額はUS\$1/MTの変動で年間約2億円です。



(注) 為替レート・消費燃料油価格とも、当社社内値です。

① 事業の種類別セグメントの業績は、次の通りであります。

(単位: 億円)

	売上高				営業利益			経常利益		
	前第2四半期連結会計期間	当第2四半期連結会計期間	増減額	増減率	前第2四半期連結会計期間	当第2四半期連結会計期間	増減額	前第2四半期連結会計期間	当第2四半期連結会計期間	増減額
定期船事業	1,859	905	△954	△51.3%	△12	△176	△163	△10	△179	△169
不定期専用船事業	3,394	1,808	△1,585	△46.7%	744	92	△651	720	54	△666
物流事業	1,291	830	△461	△35.7%	23	7	△16	25	9	△15
ターミナル関連事業	377	272	△104	△27.7%	20	7	△13	17	4	△13
客船事業	141	99	△42	△30.1%	18	3	△14	17	2	△15
航空運送事業	252	141	△110	△43.8%	△33	△55	△21	△35	△53	△17
不動産業	29	33	3	13.2%	9	9	0	11	12	0
その他の事業	736	388	△347	△47.2%	△4	△3	0	0	△18	△19

### <定期船事業>

船隊合理化と夏期ピークシーズン開始により改善した需給を背景に運賃修復が進み、平均運賃はほぼ全ての航路で底を打ちましたが、積高と同様に前年同四半期には及ばず、大幅減収となりました。あらゆる費用の削減活動も継続しましたが、運賃収入の減少を補うには至らず、定期船事業全体としては前年同四半期実績を大きく下回りました。

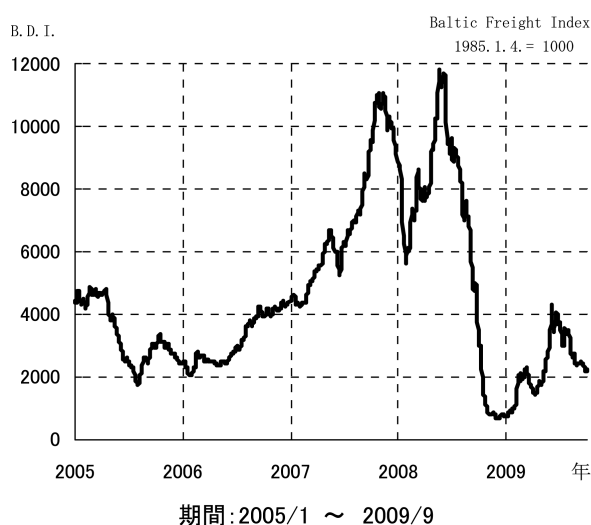
### <不定期専用船事業>

自動車船部門では、新造船2隻を投入した一方で、3隻の解撤処分を実施し、稼働船腹の規模縮小による船費削減と減速航海等による運航費削減に努めましたが、荷動きの回復がなかなか進まず輸送台数は前年同四半期の約6割弱となりました。

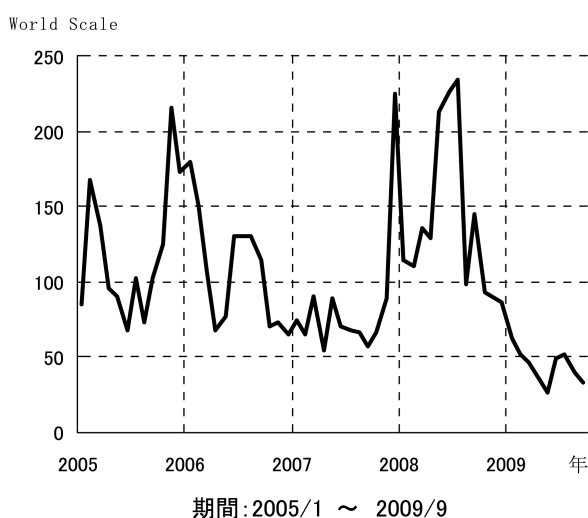
ドライバルク部門では、中国・インドでの景気刺激策により鉄鋼需要が持ち直したことにより上昇傾向にあった市況が、中国における鉄鉱石の港頭在庫増加や夏枯れの影響を受け軟化しました。このような状況下、歴史的な高水準で推移した前年同四半期の業績との比較では、大幅な減収減益となりました。

タンカー部門では、先進国を中心とする原油需要の低下と船腹過剰により市況の低迷が続いたため、前年同四半期比減収減益となりました。

不定期船運賃BDI(BFI)の推移



タンカー運賃  
中東湾岸積日本向VLCC型最高値の推移



### <物流事業>

NYK Logistics部門では、事業運営の効率化と費用削減をさらに進め、アジア地域では荷動きの回復傾向もみられましたが、その他の地域の低迷を補うには至らず、取扱量は減少しました。郵船航空サービス(株)においても先進国を中心に航空貨物輸送需要の減少が続き、物流事業全体として前年同四半期実績を下回る結果となりました。

### <ターミナル関連事業>

世界的なコンテナ貨物の荷動き低迷により国内外ターミナルとも前年同四半期比で取扱量が大きく減少した結果、前年同四半期を下回る業績となりました。

#### <客船事業>

日本市場においては、夏場のクルーズが前年同四半期並みに好調でしたが、米国市場では経済低迷の影響を受け、乗船率は前年同四半期を下回りました。広告宣伝費等の費用削減に努め、燃料油価格も前年同四半期比で下落しましたが、客船事業全体では前年同四半期比で減収減益となりました。

#### <航空運送事業>

日本貨物航空(株)は、市況低迷の影響を大きく受けた第1四半期と比べ、一定の需要回復による市況の改善が見られましたが、堅調な荷況に支えられて運賃単価も比較的安定していた前年同四半期との比較では、赤字幅が拡大しました。

#### <不動産業、その他の事業>

不動産業では、低調な市況の中で主要オフィスビルの高稼働率を維持し、前年同四半期実績を上回りました。その他の事業では、商事業で船舶向けの燃料油価格が前年同四半期比で下落し大幅な減収となった他、製造加工業など全ての事業で市況低迷の影響を受けたため、前年同四半期比で減収減益となりました。

② 所在地別セグメントの業績は、以下の通りであります。

#### <日本>

売上高3,125億円（前年同四半期5,802億円、前年同四半期比46.1%減）、営業損失152億円（前年同四半期営業利益555億円）、経常損失199億円（前年同四半期経常利益551億円）となりました。

#### <北米>

売上高401億円（前年同四半期630億円、前年同四半期比36.3%減）、営業利益7億円（前年同四半期36億円、前年同四半期比78.3%減）、経常利益5億円（前年同四半期37億円、前年同四半期比86.1%減）となりました。

#### <欧州>

売上高509億円（前年同四半期882億円、前年同四半期比42.3%減）、営業利益13億円（前年同四半期116億円、前年同四半期比88.2%減）、経常損失17億円（前年同四半期経常利益90億円）となりました。

#### <アジア>

売上高313億円（前年同四半期442億円、前年同四半期比29.2%減）、営業利益14億円（前年同四半期55億円、前年同四半期比73.8%減）、経常利益28億円（前年同四半期68億円、前年同四半期比58.9%減）となりました。

#### <その他の地域>

売上高33億円（前年同四半期38億円、前年同四半期比13.6%減）、営業損失0億円（前年同四半期営業利益2億円）、経常損失0億円（前年同四半期経常利益6億円）となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純損失△128億円、売上債権の増加額△76億円、たな卸資産の増加額△25億円が計上されたものの、現金支出を伴わない減価償却費241億円、法人税等の支払額又は還付額249億円の計上等により174億円（前年同四半期820億円）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、主として船舶投資を中心とする固定資産の取得による支出等により△156億円（前年同四半期△204億円）となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、社債が発行されたこと等により272億円（前年同四半期△640億円）となりました。以上に現金及び現金同等物に係る換算差額等を加味した現金及び現金同等物の当第2四半期末残高は、当第2四半期首残高比259億円増（前年同四半期首残高比67億円減）の1,597億円となりました。

## (3) 対処すべき課題

### 1. 経営環境の変化への対応

#### 1) 中期経営計画の見直し

当社グループは平成20年4月に3ヵ年の中期経営計画“New Horizon 2010”をスタートさせ、『モノ運び』グローバル企業を目指し努力を重ねてまいりました。しかしながら、100年に一度と言われる未曾有の経済情勢の中、基本戦略は堅持しつつ、本年4月に同計画の数値目標を修正し、本年秋に計画の見直しを行う旨発表いたしました。

この厳しい経済情勢に対応すべく、本年1月より2ヵ年の緊急構造改革プロジェクト「宜候」（ようそろ）を立ち上げ、船隊規模の適正化、コスト削減、収益構造及び営業体制の抜本的見直しによる構造改革に取り組んでおり、着実に成果をあげつつあります。また、各国の金融・景気対策により、世界経済にも底打ちの兆しが見え始めており、海運市況は定期船事業を中心として荷動き・運賃ともに回復しつつあります。しかし、その足取りはいまだ重く、一方、燃料油価格は上昇傾向にあるなど、当社グループを取り巻く環境は依然厳しい状況にあります。このような状況に鑑み、本年10月、当社は、“New Horizon 2010”の見直しを発表しました。その中において、事業ポートフォリオの再構築、新規設備投資の厳選による財務体質の強化、一層のコスト削減など、緊急構造改革プロジェクトの更なる推進に取り組むことと致しました。

なお、“New Horizon 2010”の基本戦略に変更はありません。

同見直しで、構造改革については、事業収益のボラティリティを抑えるため、コンテナ船隊の核となる船隊（コア・フリート）の規模縮小、ライトアセット化を行います。航空輸送事業においては従来の拡大戦略の見直しを行い当面8機体制での定期運航体制の維持及びチャーター便事業の拡大等により、収益力の強化に努めます。

他方、中長期的な市況回復を見据え、今後成長が見込まれ、投資によるアップサイドメリットの追求が可能である分野においては、以下の施策を行うことと致しました。

- (ア) 郵船航空サービス（YAS）とNYKロジスティックスの再編・統合による物流事業の強化
- (イ) 新興国における資源エネルギー輸送分野の強化（例：資源メジャー向けビジネスの新規開拓）  
や新規ビジネス分野への取組み（例：オフショア事業への進出）
- (ウ) 完成車輸送のクオリティーの向上に加え、中国、インドなど新興国におけるJVや業務提携を通じた自動車物流の取込み、自動車ターミナル、陸上輸送周辺事業の強化

また、上記成長分野への投資を実現するために、新規設備投資の厳選による財務基盤の強化を優先課題とすることも決定し、船隊整備計画の見直しなどを実行しております。

コスト削減については、当初見通しを上回るペースで進行中です。定期船部門では、当初目標の500億円を上回る削減額を達成する見込みです。中期経営計画の達成に向け、当社グループ一丸となって努力してまいります。

## 2) 日本貨物航空と日本航空の航空貨物事業の統合

当社は、世界経済の低迷による航空貨物サービスへの需要の著しい低下に対処すべく、平成21年8月21日、(株)日本航空（以下「JAL」といいます。）の連結子会社である(株)日本航空インターナショナル（以下「JALI」といいます。）と当社の連結子会社である日本貨物航空(株)（以下「NCA」といいます。）がそれぞれ運営する航空貨物事業の再編と統合に向けた協議を開始することについて、法的拘束力のない基本合意に至りました。再編・統合後の新体制での事業を平成22年4月1日に開始することを目指しております。JALIとNCA両社の強みを結合し、日本最大の航空貨物輸送業者となることによって、JAL及び当社グループ双方の収益性の改善及び株主価値の向上を図ることを目指します。

## 3) 当社グループのコンテナ船事業の再編

当社は、平成21年10月27日に発表した中期経営計画の見直しにおいて、当社グループのコンテナ船のコア・フリートの隻数を、平成20年度中のピーク時における120隻から、平成28年3月31日には60隻にまで半減するという目標を掲げました。当社グループは、現存する備船及びリースの更新打切り及び老齢船のスクラップ等を含む様々な方策を通じて、この隻数削減を達成することを目指します。

## 4) 当社グループの物流事業の再編と統合

郵船航空サービス(株)（以下「郵船航空」といいます。）は、当社グループが株式の59.80%（平成21年9月末現在の議決権ベース）を保有する当社グループの上場子会社であり、当社グループの物流事業において、郵船航空の国内外の子会社と共に、主としてフォワーディング事業とコントラクトロジスティクス事業に従事しております。平成21年11月2日、当社は郵船航空との間で、郵船航空の事業と当社グループ内のその他の物流事業の再編と統合に向けた協議を開始することについて、法的拘束力のない基本合意に至りました。かかる統合及び当社グループ内の物流事業全体の再編により、物流事業における効率性を高め、世界的な物流サービスへの需要により良く対応できるようになると考えております。かかる統合のうち、当社の国内物流子会社であるNYKロジスティクスジャパン(株)と郵船航空の統合については概ね平成22年4月又はそれ以降を目途とし、海外事業の統合については今後2年以内を目途に行うことを目指しております。

## 2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成20年3月27日開催の取締役会において、旧会社法施行規則第127条に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株券等の大規模買付等に対する企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上のための対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議し、平成20年6月開催の当社第121期定時株主総会において株主の皆様のご承認により発効いたしました。

### 1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、以下に申し述べます当社及び当社企業グループ（以下「当社グループ」といいます。）の企業理念に鑑み、当社グループがその企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社グループは、「海・陸・空にまたがるグローバルな総合物流企業グループとして、安全・確実な『モノ運び』を通じ、人々の生活を支えます。」を企業理念の基本として、日々の企業活動を行っております。

当社グループが標榜するグローバルな総合物流とは、海上運送事業に、陸上物流事業、航空運送事業、並びにターミナル事業等を、世界的な規模で有機的且つ複合的に結合させてそのシナジー効果を追求するとともに、海運市況変動の経営に与える影響を極力小さくすることを目的とする事業形態であります。加えてグローバル社会の基盤の役割を担う公共性を持った事業であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を最大化する事業形態でもあると考えております。当社はこの考え方を当社グループの経営戦略の根幹に据え、従来よりその発展及び深化に努めてまいりました。

また、当社グループは、企業は株主・投資家の皆様、お客様、社会、グループ社員その他のステークホルダーなしには存在しえない社会的存在であり、社会に対する責任（CSR）こそが経営の基本であり、且つ当社グループの企業価値の源泉でもあると考えております。当社グループは、当社の有する経営資源及び利益の社会への還元に努めるとともに、総合物流の基盤をなす環境対策及び安全対策に積極的な施策を講じる等、CSR経営を深化させております。

当社グループは、CSR経営への強い意識を有するグローバルな総合物流企業グループとして発展することにより、その企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させることを目指します。

当社は、上場企業として、特定の者による株券等の大規模な買付行為を受け入れるか否かは、当社株主の皆様に十分な情報が提供されたうえで、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えており、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資する当社株券等の大規模な買付行為がなされることを否定するものではありません。



しかし、株券等の大規模な買付行為の中には、株主の皆様が株券等の大規模な買付行為の内容等について検討し、取締役会が意見を取りまとめ、必要に応じ代替案を提示するために必要な時間や情報を提供しないもの、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を顧みずに当該買付者自身の利益のみを図る濫用的なもの、又は、買付等の条件が、当社グループの本源的価値に鑑み不十分若しくは不適當な買付等である場合等当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損する恐れがあるものがあることを、否定することができません。

当社は、かかる買付行為を行う者は、冒頭に申し述べた点に鑑み、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えます。従って、かかる買付行為に対しては、法令及び当社定款等の許容する限度において、相当な対抗措置を講じることといたしました。

## 2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下に申し述べます、中期経営計画の策定及びその実施、コーポレート・ガバナンスの強化、さらに投資資金需要とのバランスを踏まえた株主の皆様に対する安定的な利益還元を進めてまいります。

### ① 中期経営計画「New Horizon 2010」の策定及びその実施

当社は平成20年4月から平成23年3月までを対象期間とする中期経営計画「New Horizon 2010」を策定しております（経済情勢の変化に鑑み、本年4月に同計画の数値目標を修正し、本年10月には計画の見直しを行いました）。この中期経営計画により、当社グループの新たな成長とそれを支える基盤の整備の道筋を、株主・投資家の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様へ提示し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の最大化を図ってまいります。

「New Horizon 2010」においては、「成長を続ける『モノ運び』グローバル企業へ」の実現に向け、総合的な収支の拡充を目指しております。「New Horizon 2010」では「成長」「安定」「環境」の3つの基本となるキーワードを掲げ、持続的な企業価値及び株主共同の利益の向上を図ってまいります。

### ② 企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上の基盤としてのコーポレート・ガバナンスの強化

当社は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目指し、透明性の高い経営体制の構築を目指しております。その中でコーポレート・ガバナンスの整備は重要な課題であり絶えず見直しを進めております。

当社は平成14年より経営委員制度を導入し、取締役の人数を削減することで取締役会の活性化を図ってまいりました。また、株主総会招集通知を原則的に総会開催の3週間前に発送し、株主の皆様にも余裕を持って議案をご検討いただけるように努めてまいりました。

また、一層の経営の透明性確保のためと取締役会による経営監視機能の強化を図るため、平成20年6月開催の当社第121期定時株主総会において、新たに独立性の高い社外取締役2名の選任と、取締役任期を1年とする定款変更にご承認いただきました。

### ③ 投資資金需要とのバランスを踏まえた株主の皆様に対する安定的な利益還元

当社は、海上運送事業はもとより他の事業の拡充等将来の事業展開と市況の変動に耐えうる内部留保の水準とに留意しつつ、配当性向や当社の業績の見通し等を総合的に勘案しながら、安定した配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。

なお、当社は連結配当性向の目安を25%としております。

### 3) 本プランの導入の目的

本プランでは、当社株券等に大規模な買付行為が行われた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するため、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な情報や時間を確保することによって、株主の皆様のために協議・交渉等を行うことが可能になります。これにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながると判断し、本プランを導入いたしました。

### 4) 本プランの概要及び対抗措置の発動

本プランは次の手続に従って進められるものとします。

#### <発動対象>

本プランの対象となる買付は、議決権割合が20%以上となる大規模買付等です。

#### <独立委員会の設置>

当社取締役会は、大規模買付等が行われる際に対抗措置発動の是非等を審議する機関として、社外取締役及び社外有識者等合計3名以上で構成される独立委員会を設置します。

独立委員は社外取締役岡本行夫氏、社外取締役翁百合氏、および社外有識者平山正剛氏の3名です。

#### <手続の流れ>

- (ア) 大規模買付者に、当社株式等の大規模買付等を行うに先立ち当社代表取締役に対し、意向表明書を提出していただきます。
- (イ) 当社取締役会は、意向表明書を受領した後10営業日以内に、提出していただく大規模買付情報のリストを大規模買付者へ交付します。
- (ウ) 大規模買付者には、大規模買付情報を記載した書面（以下、「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。当社取締役会は買付説明書を調査し、株主の皆様の判断並びに取締役会及び独立委員会の意見形成に十分なものであることを確認します。
- (エ) 買付説明書の確認終了後、取締役会は独立委員会に対抗措置発動の是非について諮問します。独立委員会は、原則60営業日の検討期間において、対抗措置の発動の是非等について調査及び協議を実施し、当社取締役会に対し対抗措置の発動、不発動他の勧告を行います。取締役会は独立委員会の勧告内容に従い以下(オ)～(キ)の対応を行います。
- (オ) 独立委員会が大規模買付者を「濫用的買付者」（グリーンメーラー等）と認定し対抗措置の発動勧告をした場合、当社取締役会はその勧告を最大限尊重し、大規模買付者に対する対抗措置（新株予約権の無償割当て等）を発動することができるものとします。

(カ) 以下の条件の場合、取締役会は、株主の皆様の意思を確認するために株主総会を招集し、対抗措置発動の承認を経た上で、対抗措置を発動することができるものとします。

(i) 独立委員会が、大規模買付者は濫用的買付者に該当すると認め、且つ取締役会が株主の皆様の意思の確認を行うことが相当であると判断した場合

(ii) 独立委員会が、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損する事態をもたらす恐れがある買付等と判断した場合

(キ) 独立委員会が対抗措置の不発動勧告をした場合、当社取締役会はその勧告を最大限尊重しなければならないものとします。

(ク) 大規模買付者が本プランが定める手続きを遵守しない場合、独立委員会の発動勧告を経た上で、取締役会は対抗措置を発動することができるものとします。

## 5) 本プランの発効、有効期間、廃止及び変更

本プランは、平成20年6月開催の当社第121期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂き発効しております。本プランの有効期間は同定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとします。ただし、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で本プランを廃止する旨の決議を行った場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設若しくは改廃が行われ、又は重要な裁判所の判断が示され、当該新設、改廃又は判断を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、株主総会決議の主旨の範囲内で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報の公表を速やかに行います。

## 6) 本プランの株主及び投資家の皆様等への影響

### ① 総論

本プランは、当社株主及び投資家の皆様が大規模買付等に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、ひいては、当社株主及び投資家の皆様に代替案の提示を受ける機会をお持ちいただくことにつながりうるものです。これにより、当社株主及び投資家の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付等に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上につながるものと考えます。従いまして、本プランは、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提ともなるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記4)において述べたとおり、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守するか否かにより大規模買付等に対する当社の対応が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、当社からの適時開示や大規模買付者の動向にご注意ください。

### ② 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置は実施されませんので、当社株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

### ③ 対抗措置の発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合には、当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、対抗措置の仕組み上、当社株主及び投資家の皆様（対抗措置の発動対象となった大規模買付等を行う大規模買付者及びその特定株主グループを除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様には新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります（なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券につきましては、名義書換手続きは不要です。）。

なお、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

### 7) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等の大規模買付等が行われる場合に、大規模買付者に対し、株主の皆様が大規模買付等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報を提供させ、その検討及び株主の皆様に必要な応じて代替案を提示するための時間をつくるものです。それにもかかわらず、大規模買付者がこれらを提供しない場合、または濫用的買付者に該当する場合に、企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上のために対抗措置を発動することを可能にし、それらにあたらぬ大規模買付等の場合であっても、企業価値及び株主共同の利益を毀損する恐れがあると認めた場合は株主総会を招集して株主の皆様に対抗措置の発動の是非について直接判断していただく場を設けようとするものであって、基本方針に沿ったものと考えております。

### 8) 本プランが株主共同の利益を損なうものではなく、また、役員の地位の維持を目的とするものではないこと

取締役会は、本プランは株主共同の利益を損なうものではなく、また、役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。その理由は、上記7)で申し述べた点に加えて、次のとおりです。

(ア) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、2. 事前開示・株主意思の原則、3. 必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

(イ) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

平成20年6月開催の当社第121期定時株主総会において、本プランの導入に関して株主の皆様のご意思を確認させていただきました。本プランの有効期間は同定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしており、それまでに開催される株主総会において株主の皆様から本プランの継続についてご承認をいただけない場合、本プランは自動的に廃止されるものとします。

また、同定時株主総会において取締役の任期を1年とする定款変更を株主の皆様にご承認いただいております。この定款変更によりその後の定時株主総会における取締役の選任を通じて、本プランを廃止するか否かについての株主の皆様のご意思を確認しうるようにしております。

(ウ) 対抗措置発動の対象たる買付者の要件の合理性、明確性及び厳格性等

本プランにおいては、取締役会決議により対抗措置発動をなしうる対象である手続不遵守買付者及び濫用的買付者について、合理的にして明確且つ厳格な要件を設定しております。そして企業価値及び株主共同の利益を毀損する恐れがあると認定される大規模買付者への対抗措置の発動については、株主総会の決議により、これを決定していただくことにしております。

(エ) 独立性の高い社外者の判断と情報開示

本プランにおいては、要件に該当するか否かの判断が容易で、恣意性が入る余地の小さい手続不遵守買付者に対しても独立委員会の勧告を経て取締役会が対抗措置の発動を決定しうることとしております。濫用的買付者の認定及び同買付者に対する対抗措置の発動については、当社の社内取締役、経営委員等の経営陣から独立した、会社の経営、経済又は法令に通暁した者から成る独立委員会の判断に委ねられており、その勧告を最大限尊重して当社取締役会はそのために必要な決議を行うこととして、取締役の恣意的判断がなされる余地を極力排除しております。

また、独立委員会が、当該大規模買付者は企業価値及び株主共同の利益の毀損の恐れがある大規模買付者であると認定した場合の対抗措置の発動の是非については、株主総会にて判断していただくことにしており、取締役会が恣意的に決定することができないようにしております。

(オ) 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現した場合、独立委員会は、当社の費用により、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士及び弁護士等の専門的な知識、経験及び知見を有する者（以下「第三者専門家」といいます。）の助力を受けることができるものとしております。また、独立委員会の勧告及び勧告を導くためのこれら専門家からの意見等の概要のうち独立委員会が相当と認めたものは公表いたします。専門家からの意見等の概要のうち独立委員会が相当と認めたものは公表いたします。

(カ) 情報の公表

大規模買付者からの意向表明書、買付説明書の提出があったことは、本プラン記載の時期に公表することとし、買付説明書の内容、取締役会が独立委員会に提出した意見及び事業施策等、第三者専門家の意見並びに独立委員会の答申書の内容のうち開示が相当と認められるものは、本プラン記載の適切な時期に公表することとしております。

(キ) デッドハンド型及びスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、大規模買付者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は上記のとおり、取締役任期を1年といたしましたので、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当社グループは、環境保全を経営上の最重要課題のひとつとして捉え、安全の更なる徹底ならびに革新的環境技術開発に取り組んでおります。

株MTI(Monohakobi Technology Institute)とともに、環境負荷を削減する省エネ船の開発を継続しております。また、国土交通省の平成21年度「船舶からのCO2削減技術開発支援事業」の補助対象事業にも3事業が選定され、更に革新技術開発を加速しております。

なお、当第2四半期連結会計期間の研究開発費の総額は193百万円であります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当第2四半期連結会計期間における主要な設備の異動状況は以下の通りである。

##### (1) 増加

船舶

事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	隻数(隻)	完了(竣工)時期	増加能力 (載貨重量吨数(K/T))
不定期専用船事業	撒積船 (ケープサイズ)	1	平成21年7月	253,000
	撒積船 (パナマックスサイズ)	1	平成21年7月	68,621
	撒積船 (ハンディサイズ)	1	平成21年8月	32,115

##### (2) 減少

船舶

事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	隻数(隻)	除売却時期	減少能力 (載貨重量吨数(K/T))	前四半期連結会計 期間末帳簿価額 (百万円)
定期船事業	コンテナ船	1	平成21年7月	21,813	6
不定期専用船事業	撒積船 (ケープサイズ)	1	平成21年9月	233,016	262
	自動車船	2	平成21年7～8月	30,958	174

## 2 【設備の新設、除却等の計画】

前四半期連結会計期間末での計画に当第2四半期連結会計期間において新たに策定したものを加えた、当第2四半期連結会計期間末における重要な設備の新設及び除却の計画は以下の通りである。

### (1) 新設

#### ①船舶

事業の種類別 セグメントの名称	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力 (載貨重量屯数(K/T))
	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手 (起工)	完了 (竣工)	
定期船事業	182,753	69,554	自己資金、 借入金、社債 及び増資資金	平成20年9月～ 平成24年8月	平成21年10月～ 平成24年11月	1,057,431
不定期専用船事業	446,379	83,814	自己資金、 借入金、社債 及び増資資金	平成20年11月～ 平成25年12月	平成21年10月～ 平成26年6月	6,201,330

#### ②航空機

事業の種類別 セグメントの名称	投資予定金額		資金調達方法	引渡又は完成予定
	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		
航空運送事業	396,000	33,271	自己資金、借入金、 社債及び増資資金	平成22年度～平成25年度

### (2) 除却

#### ①船舶

事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	当第2四半期連結会計 期間末帳簿価額 (百万円)	除却の予定時期	除却による減少能力 (載貨重量屯数(K/T))
不定期専用船事業	撒積船 (ハンディサイズ)	574	平成21年10月	23,604
	油槽船	685	平成21年10月	68,790

#### ②航空機

事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	当第2四半期連結会計期間末 帳簿価額 (百万円)	除却の予定時期
航空運送事業	航空機	590	平成21年度～平成23年度

(注) 1. (1)は、発注済の船舶及び航空機に係る新設計画を記載している。

2. (1)及び(2)の計画は、保有形態の選択や契約条件の変更等により、その内容が変更される可能性がある。



## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,983,550,000
計	2,983,550,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,230,188,073	1,230,188,073	東京、名古屋、大阪 各証券取引所(注)	単元株式数は1,000株である。
計	1,230,188,073	1,230,188,073	—	—

(注) 東京、名古屋、大阪とも市場第一部に上場。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりである。

2026年満期ユーロ円建現金決済条項及び転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債（平成18年9月20日発行）

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	11,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	65,243,179
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 843(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成18年10月4日 至 平成38年9月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 843 資本組入額 422

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>(2) 2025年9月30日までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。なお、かかる計算は2025年9月30日に終了する四半期に関しては行わない。2025年10月1日以降、本新株予約権付社債権者は、同日以降のいずれかの取引日において当社普通株式の終値が当該取引日に適用のある転換価額の120%を超えた場合には、以後いつでも本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下(イ)、(ロ)及び(ハ)の期間は適用されない。</p> <p>(イ)①(株)格付投資情報センター若しくはその承継格付機関(以下「R&amp;I」という。)による当社の長期債務の格付(長期債務の格付がない場合は、当社の発行体格付。以下同じ。)若しくは本新株予約権付社債の格付(格付がなされた場合に限る。以下同じ。)がA-以下である期間、②R&amp;Iにより当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付がなされなくなった期間、又は③R&amp;Iによる当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間</p> <p>(ロ)当社が、本新株予約権付社債権者に対して、当社の選択による本社債の繰上償還の通知を行った後の期間</p> <p>(ハ)当社が組織再編等を行うにあたり、本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に従い当該組織再編等に関する通知を行った後の期間</p> <p>なお、本(2)において「取引日」とは、(株)東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債と分離して譲渡できない。
代用払込みに関する事項	—

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 当社が組織再編等を行う場合、(イ)その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上実行可能であり、(ロ)その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ(ハ)その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等(以下に定義する。)に生じさせることなく実行可能であるときは、当社は、承継会社等をして、本社債の債務者とするための本新株予約権付社債の要項に定める措置及び本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付をさせる最善の努力をしなければならない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社を総称しているものとする。</p> <p>(2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。</p> <p>① 新株予約権の数 当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>② 新株予約権の目的である株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的である株式の数 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は(注)2と同様の調整に服する。</p> <p>(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、転換価額は承継会社等の普通株式の時価とする。</p> <p>(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記新株予約権の行使期間に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p>

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>⑥ その他の新株予約権の行使の条件 承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記新株予約権の行使の条件と同様の制限を受ける。</p> <p>⑦ 承継会社等による新株予約権付社債の取得 承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を当社による本新株予約権付社債の取得と同様に取得することができる。</p> <p>⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>⑨ 組織再編等が生じた場合 承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。</p> <p>⑩ その他 承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。</p> <p>(3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。</p> <p>(4) 当社は、上記(1)に定める事項が、(i) (法律の公的若しくは司法上の解釈又は適用を考慮した結果) 法律上可能でないか、(ii) その実行のための仕組みが構築されておらず、かつ構築可能でないか、又は(iii) その全体において当社が不合理であると判断する費用若しくは支出(租税負担を含む。)を当社若しくは承継会社等に生じさせることなく実行できない場合、本新株予約権付社債権者に対し、その保有していた本新株予約権付社債と同等の経済的利益を提供する旨の申し出を行うか又は承継会社等をしてかかる申し出を行わせるものとする。なお、その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等に生じさせず、(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果) 法律上及び実務上可能である場合には、当社は、かかる経済的利益の一部として、上記(2)に定める新株予約権を承継会社等に交付させる最善の努力をしなければならない。</p>
新株予約権付社債の残高 (百万円)	55,000

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は本社債の額面金額を転換価額で除した株式数となる。ただし転換価額は以下の(注)2に記載のとおり調整されることがある。また、その場合生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、以下の算式により調整される。なお、以下の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年9月30日	—	1,230,188,073	—	88,531,033	—	93,198,336

## (5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行 (株) (信託口)	東京都港区浜松町 2-11-3	71,257	5.79
日本トラスティ・サービス信託 銀行(株) (信託口)	東京都中央区晴海 1-8-11	58,202	4.73
東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区丸の内 1-2-1	56,945	4.62
日本マスタートラスト信託銀行 (株) (三菱重工業(株)口・退職給付 信託口)	東京都港区浜松町 2-11-3	54,717	4.44
明治安田生命保険(相) (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行(株))	東京都千代田区丸の内 2-1-1 (東京都中央区晴海 1-8-12)	38,899	3.16
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内 2-7-1	36,978	3.00
(株)みずほコーポレート銀行 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行(株))	東京都千代田区丸の内 1-3-3 (東京都中央区晴海 1-8-12)	22,867	1.85
日本トラスティ・サービス信託 銀行(株) (信託口9)	東京都中央区晴海 1-8-11	21,238	1.72
資産管理サービス信託銀行(株) (年金信託口)	東京都中央区晴海 1-8-12	17,559	1.42
全国共済農業共同組合連合会 (常任代理人 日本マスタートラ スト信託銀行(株))	東京都港区赤坂 2-17-22 (東京都港区浜松町 2-11-3)	16,692	1.35
計	—	395,355	32.13

(注) (株)みずほコーポレート銀行から平成21年5月22日付(報告義務発生日は平成21年5月15日)の大量保有(変更)報告書の写しの送付があり、(株)みずほコーポレート銀行他共同保有者がそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を同日現在で受けているが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況では考慮していない。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
(株)みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内 1-3-3	株式 22,866	1.85
みずほ証券(株)	東京都千代田区大手町 1-5-1	株式 7,230	0.58
みずほ信託銀行(株)	東京都中央区八重洲 1-2-1	株式 40,801	3.30
みずほ投信投資顧問(株)	東京都港区三田 3-5-27	株式 5,620	0.45
計	—	株式 76,517	6.19

## (6) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 2,522,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,217,676,000	1,217,676	—
単元未満株式	普通株式 9,990,073	—	—
発行済株式総数	1,230,188,073	—	—
総株主の議決権	—	1,217,676	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式15,000株 (議決権15個) が含まれている。

### ② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
日本郵船(株)	東京都千代田区丸の内 2-3-2	2,385,000	—	2,385,000	0.19
日本港運(株)	神戸市中央区海岸通 5-1-3	8,000	—	8,000	0.00
三洋海事(株)	大阪市北区梅田 1-2-2-800	15,000	—	15,000	0.00
新和海運(株)	東京都千代田区大手町 1-8-1	90,000	—	90,000	0.00
太平洋汽船(株)	東京都千代田区神田駿河台 4-2-5	24,000	—	24,000	0.00
計	—	2,522,000	—	2,522,000	0.20

(注) 株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式500株 (議決権0個) が含まれている。

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	479	462	488	423	423	405
最低 (円)	378	402	408	375	391	345

(注) 月別の最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものである。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はない。

## 第5 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。

なお、前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)に係る四半期連結財務諸表については、監査法人トーマツにより四半期レビューを受け、当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)に係る四半期連結財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けている。

なお、従来から当社が監査証明を受けている監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなった。



1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結損益計算書】  
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
売上高	1,419,874	794,519
売上原価	1,156,296	732,656
売上総利益	263,578	61,863
販売費及び一般管理費	※1 128,749	※1 98,926
営業利益又は営業損失(△)	134,829	△37,063
営業外収益		
受取利息	3,250	1,542
受取配当金	4,320	2,587
為替差益	1,413	—
持分法による投資利益	6,670	338
その他	2,909	3,840
営業外収益合計	18,564	8,308
営業外費用		
支払利息	12,407	10,010
為替差損	—	1,752
その他	1,153	3,396
営業外費用合計	13,560	15,159
経常利益又は経常損失(△)	139,833	△43,915
特別利益		
固定資産売却益	6,210	6,859
投資有価証券売却益	—	6,415
その他	2,347	2,619
特別利益合計	8,558	15,895
特別損失		
固定資産売却損	73	232
減損損失	1,259	—
事業損失引当金繰入額	1,202	—
貸倒引当金繰入額	—	2,380
その他	2,790	2,873
特別損失合計	5,326	5,487
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	143,064	△33,507
法人税等	※2 49,472	※2 △5,105
少数株主利益	2,317	951
四半期純利益又は四半期純損失(△)	91,274	△29,353

## 【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
売上高	740,274	414,453
売上原価	598,118	376,119
売上総利益	142,155	38,334
販売費及び一般管理費	※1 65,484	※1 49,874
営業利益又は営業損失(△)	76,671	△11,540
営業外収益		
受取利息	1,335	558
受取配当金	639	521
持分法による投資利益	2,014	330
その他	1,474	2,295
営業外収益合計	5,463	3,705
営業外費用		
支払利息	5,875	5,063
為替差損	930	1,222
その他	604	2,717
営業外費用合計	7,411	9,002
経常利益又は経常損失(△)	74,722	△16,837
特別利益		
固定資産売却益	1,684	2,427
投資有価証券売却益	770	1,573
その他	435	1,208
特別利益合計	2,889	5,209
特別損失		
固定資産売却損	29	13
減損損失	1,259	—
事業損失引当金繰入額	1,202	—
貸倒引当金繰入額	—	322
その他	1,551	840
特別損失合計	4,043	1,176
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	73,569	△12,803
法人税等	※2 25,681	※2 △3,246
少数株主利益	973	876
四半期純利益又は四半期純損失(△)	46,914	△10,434

## (2) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	127,900	135,770
受取手形及び営業未収入金	167,757	172,458
有価証券	37,284	779
たな卸資産	※1 42,403	※1 32,856
繰延及び前払費用	49,280	42,401
繰延税金資産	8,126	5,130
その他	70,466	104,208
貸倒引当金	△3,307	△3,015
流動資産合計	499,912	490,588
固定資産		
有形固定資産		
船舶（純額）	680,925	688,860
建物及び構築物（純額）	81,873	76,163
航空機（純額）	5,148	5,222
機械装置及び運搬具（純額）	29,935	29,566
器具及び備品（純額）	6,570	6,499
土地	62,045	59,952
建設仮勘定	286,736	295,423
その他（純額）	5,835	5,968
有形固定資産合計	※2 1,159,070	※2 1,167,656
無形固定資産		
借地権	2,095	1,502
ソフトウェア	10,002	10,834
のれん	21,525	20,043
その他	4,264	4,102
無形固定資産合計	37,888	36,482
投資その他の資産		
投資有価証券	285,861	253,879
長期貸付金	13,304	13,520
繰延税金資産	35,413	31,698
その他	83,180	79,438
貸倒引当金	△5,713	△3,612
投資その他の資産合計	412,046	374,925
固定資産合計	1,609,005	1,579,063
繰延資産	1,743	1,618
資産合計	2,110,661	2,071,270

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	141,854	145,087
1年内償還予定の社債	20,000	20,000
短期借入金	136,737	239,163
コマーシャル・ペーパー	—	4,000
未払法人税等	6,772	12,399
繰延税金負債	788	367
前受金	40,488	36,953
賞与引当金	7,741	8,043
役員賞与引当金	213	469
独禁法関連引当金	4,082	8,518
その他	97,307	99,983
流動負債合計	455,986	574,988
固定負債		
社債	251,163	191,197
長期借入金	707,964	613,640
繰延税金負債	11,123	10,504
退職給付引当金	16,495	16,060
役員退職慰労引当金	2,477	2,571
特別修繕引当金	18,456	13,498
独禁法関連引当金	1,728	1,728
その他	79,738	65,844
固定負債合計	1,089,147	915,045
負債合計	1,545,133	1,490,033
純資産の部		
株主資本		
資本金	88,531	88,531
資本剰余金	97,181	97,189
利益剰余金	398,554	426,217
自己株式	△1,505	△1,493
株主資本合計	582,761	610,444
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	33,266	10,935
繰延ヘッジ損益	△46,488	△37,889
為替換算調整勘定	△46,036	△39,369
評価・換算差額等合計	△59,258	△66,323
少数株主持分	42,025	37,116
純資産合計	565,528	581,237
負債純資産合計	2,110,661	2,071,270

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	143,064	△33,507
減価償却費	49,576	48,053
減損損失	1,259	145
有形及び無形固定資産除売却損益(△は益)	△5,130	△6,503
有価証券及び投資有価証券売却損益(△は益)	△923	△6,432
有価証券及び投資有価証券評価損益(△は益)	898	238
持分法による投資損益(△は益)	△6,670	△338
受取利息及び受取配当金	△7,571	△4,129
支払利息	12,407	10,010
為替差損益(△は益)	2,234	△93
売上債権の増減額(△は増加)	△12,749	9,890
たな卸資産の増減額(△は増加)	△14,462	△9,645
仕入債務の増減額(△は減少)	3,183	△8,248
その他	3,024	△8,016
小計	168,142	△8,576
利息及び配当金の受取額	9,583	6,510
利息の支払額	△12,593	△11,793
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△60,615	11,806
営業活動によるキャッシュ・フロー	104,517	△2,052
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△1,263	△1,305
有価証券の売却による収入	1,413	1,345
有形及び無形固定資産の取得による支出	△222,943	△103,716
有形及び無形固定資産の売却による収入	125,603	87,382
投資有価証券の取得による支出	△8,961	△7,607
投資有価証券の売却による収入	5,416	15,750
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	△3,262
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	213
貸付けによる支出	△3,427	△5,617
貸付金の回収による収入	2,535	3,650
その他	4,184	6,405
投資活動によるキャッシュ・フロー	△97,442	△6,760

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△8,237	△90,437
コマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	2,000	△4,000
長期借入れによる収入	54,233	128,235
長期借入金の返済による支出	△43,699	△47,720
社債の発行による収入	—	59,787
社債の償還による支出	△1,000	—
自己株式の取得による支出	△204	△34
自己株式の売却による収入	35	14
配当金の支払額	△14,736	△2,455
少数株主への配当金の支払額	△555	△440
その他	△1,259	△1,973
財務活動によるキャッシュ・フロー	△13,424	40,975
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,086	△3,828
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△2,263	28,333
現金及び現金同等物の期首残高	115,963	126,768
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	3,471	4,663
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の期首残高増減額 (△は減少)	13	△63
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 117,185	※1 159,702

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>連結子会社の数 736社</p> <p>第1四半期連結会計期間における変更は以下の通りである。            NYK BUSINESS SYSTEMS EUROPE LTD. は、新たに設立したため、連結の範囲に含めた。            (株)グローバル オーシャン ディベロップメント他33社は、総資産、売上高、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、連結の範囲に含めた。            DISCOVER SHIP NAVIGATION S. A. 他13社は株式の取得により、連結子会社となった。            LCL CARIBBEAN CORP. 他5社は、総資産、売上高、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲に含めた。            太平洋海運(株)は株式の追加取得により持分法適用の関連会社から連結子会社となった。            CARTER MARITIMA S. A. 他9社は、会社を清算したため、連結の範囲から除外した。            MONDIA LOGISTICS S. A. は、平成21年4月1日付をもってNYK LOGISTICS (CHARLEROI) S. A. と合併したため、連結の範囲から除外した。            当第2四半期連結会計期間における変更は以下の通りである。            JACQUART SHIPHOLDING S. A. 他2社は、総資産、売上高、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、連結の範囲に含めた。            CEREZO MARITIMA S. A. 他3社は、会社を清算したため、連結の範囲から除外した。            NYK LOGISTICS (FUZHOU BONDED ZONE) LTD. は株式売却のため、連結の範囲から除外した。</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>持分法適用会社の数            非連結子会社 15社            関連会社 61社</p> <p>第1四半期連結会計期間における変更は以下の通りである。            日本マントル・クエスト(株)他4社は、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、持分法適用の範囲に含めた。            LCL CARIBBEAN CORP. 他5社は、総資産、売上高、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じ、連結の範囲に含めたため、持分法適用の範囲から除外した。            従来持分法適用の関連会社であった太平洋海運(株)は、株式の追加取得により連結の範囲に含めたため、持分法適用の範囲から除外した。</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更	<p>第1四半期連結会計期間より、連結子会社である(株)ジェネックは決算日を2月28日から3月31日に変更している。決算期変更に伴う1ヶ月間の損益は、利益剰余金の減少として調整している。</p>
4. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更            請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を第1四半期連結会計期間から適用し、第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第2四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。この変更による損益への影響は軽微である。</p>

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 「投資有価証券売却益」(前第2四半期連結累計期間783百万円)は、前第2四半期連結累計期間において特別利益の「その他」に含めて表示していたが、特別利益の総額の100分の20を超えたため、区分掲記している。 「貸倒引当金繰入額」(前第2四半期連結累計期間338百万円)は、前第2四半期連結累計期間において特別損失の「その他」に含めて表示していたが、特別損失の総額の100分の20を超えたため、区分掲記している。 前第2四半期連結累計期間において区分掲記していた「減損損失」(当第2四半期連結累計期間145百万円)は、特別損失の総額の100分の20以下であるため、当第2四半期連結累計期間においては特別損失の「その他」に含めて表示している。

当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 「貸倒引当金繰入額」(前第2四半期連結会計期間336百万円)は、前第2四半期連結会計期間において特別損失の「その他」に含めて表示していたが、特別損失の総額の100分の20を超えたため、区分掲記している。 前第2四半期連結会計期間において区分掲記していた「減損損失」(当第2四半期連結会計期間7百万円)は、特別損失の総額の100分の20以下であるため、当第2四半期連結会計期間においては特別損失の「その他」に含めて表示している。

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第2四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定している。 2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 当社及び一部の連結子会社は、法人税等の納付税額の算定に関して、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっている。 前連結会計年度末以降、経営環境等かつ一時差異等の発生状況に、繰延税金資産の回収可能性の判断に影響を及ぼす程度の著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっている。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)								
※1. 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次の通りである。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">従業員給与</td> <td style="text-align: right;">45,711百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">6,571 〃</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">1,416 〃</td> </tr> </table>	従業員給与	45,711百万円	賞与引当金繰入額	6,571 〃	退職給付費用	1,416 〃	※1. 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次の通りである。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">従業員給与</td> <td style="text-align: right;">36,211百万円</td> </tr> </table>	従業員給与	36,211百万円
従業員給与	45,711百万円								
賞与引当金繰入額	6,571 〃								
退職給付費用	1,416 〃								
従業員給与	36,211百万円								
※2. 「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」を「法人税等」に一括して表示している。	※2. 同左								



第 2 四半期連結会計期間

前第 2 四半期連結会計期間 (自 平成20年 7 月 1 日 至 平成20年 9 月 30 日)	当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成21年 7 月 1 日 至 平成21年 9 月 30 日)								
※ 1. 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次の通りである。 <table data-bbox="255 392 782 504"> <tr> <td>従業員給与</td> <td>23,231百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>2,886 "</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>750 "</td> </tr> </table> ※ 2. 「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」を「法人税等」に一括して表示している。	従業員給与	23,231百万円	賞与引当金繰入額	2,886 "	退職給付費用	750 "	※ 1. 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次の通りである。 <table data-bbox="893 392 1412 436"> <tr> <td>従業員給与</td> <td>18,327百万円</td> </tr> </table> ※ 2. 同左	従業員給与	18,327百万円
従業員給与	23,231百万円								
賞与引当金繰入額	2,886 "								
退職給付費用	750 "								
従業員給与	18,327百万円								

## (四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1. たな卸資産の内訳 商品及び製品                            3,681百万円 仕掛品                                    1,035  " 原材料及び貯蔵品                      37,687  " ※2. 有形固定資産の減価償却累計額      850,499百万円 3. 偶発債務 (1) 保証債務等 連結会社(当社及び連結子会社)以外の会社の 金融機関からの借入れ等に対し、債務保証等を行 っている。 NYK ARMATEUR S. A. S.                  34,562百万円 YEBISU SHIPPING LTD.                  6,150  " OJV CAYMAN 5 LTD.                      5,266  " OJV CAYMAN 1 LTD.                      4,708  " PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 1 LTD.                              3,584  " PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 3 LTD.                              3,498  " PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 2 LTD.                              3,464  " CAMARTINA SHIPPING INC.               3,457  " INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO. 1) LTD. 及び(NO. 2) LTD.          3,121  " TATA NYK SHIPPING PTE. LTD.           2,530  " 飛島コンテナ埠頭(株) THE DENHOLM LINE STEAMERS LTD.                                    1,570  " LNG EAST-WEST SHIPPING COMPANY (SINGAPORE) PTE. LTD.       1,553  " OJV CAYMAN 3 LTD.                      1,320  " J5 NAKILAT NO. 1 LTD.                  1,280  " J5 NAKILAT NO. 3 LTD.                  1,264  " J5 NAKILAT NO. 6 LTD.                  1,234  " J5 NAKILAT NO. 4 LTD.                  1,232  " J5 NAKILAT NO. 7 LTD.                  1,229  " J5 NAKILAT NO. 8 LTD.                  1,212  " J5 NAKILAT NO. 2 LTD.                  1,207  " J5 NAKILAT NO. 5 LTD.                  1,194  " ASIA AUTOMOBILE TERMINAL (SINGAPORE) PTE. LTD.                 1,146  " PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 4 LTD.                              1,082  " 船舶保有・貸渡関係会社(2社)          2,899  " 従業員                                  2,288  " その他45社                              7,051  " 計                                      101,135  "	※1. たな卸資産の内訳 商品及び製品                            4,006百万円 仕掛品                                    714  " 原材料及び貯蔵品                      28,135  " ※2. 有形固定資産の減価償却累計額      834,084百万円 3. 偶発債務 (1) 保証債務等 連結会社(当社及び連結子会社)以外の会社の 金融機関からの借入れ等に対し、債務保証等を行 っている。 NYK ARMATEUR S. A. S.                  33,908百万円 YEBISU SHIPPING LTD.                  6,735  " OJV CAYMAN 1 LTD.                      4,708  " OJV CAYMAN 5 LTD.                      4,565  " PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 1 LTD.                              4,056  " PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 3 LTD.                              3,978  " PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 2 LTD.                              3,939  " CAMARTINA SHIPPING INC.               3,899  " INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO. 1) LTD. 及び(NO. 2) LTD.          3,598  " 飛島コンテナ埠頭(株) THE DENHOLM LINE STEAMERS LTD.                                    1,754  " LNG EAST-WEST SHIPPING COMPANY (SINGAPORE) PTE. LTD.       1,560  " OJV CAYMAN 3 LTD.                      1,320  " LAEM CHABANG CRUISE CENTRE CO., LTD.                               1,228  " J5 NAKILAT NO. 7 LTD.                  1,213  " J5 NAKILAT NO. 6 LTD.                  1,203  " J5 NAKILAT NO. 4 LTD.                  1,199  " J5 NAKILAT NO. 8 LTD.                  1,185  " J5 NAKILAT NO. 3 LTD.                  1,185  " J5 NAKILAT NO. 2 LTD.                  1,180  " J5 NAKILAT NO. 1 LTD.                  1,180  " J5 NAKILAT NO. 5 LTD.                  1,171  " ASIA AUTOMOBILE TERMINAL (SINGAPORE) PTE. LTD.                 1,163  " PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 4 LTD.                              1,082  " 船舶保有・貸渡関係会社(2社)          3,188  " 従業員                                  2,461  " その他48社                             10,022  " 計                                      104,755  "

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																								
<p>(2) 連帯債務</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;"></td> <td style="text-align: right;">連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額</td> </tr> <tr> <td>他の連帯債務者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  (株)商船三井</td> <td style="text-align: right;">5,728百万円</td> </tr> <tr> <td>  川崎汽船(株)</td> <td style="text-align: right;">2,354 〃</td> </tr> <tr> <td>  飯野海運(株)</td> <td style="text-align: right;">627 〃</td> </tr> <tr> <td>  計</td> <td style="text-align: right;">8,709 〃</td> </tr> </table>		連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額	他の連帯債務者		(株)商船三井	5,728百万円	川崎汽船(株)	2,354 〃	飯野海運(株)	627 〃	計	8,709 〃	<p>(2) 連帯債務</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;"></td> <td style="text-align: right;">連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額</td> </tr> <tr> <td>他の連帯債務者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  (株)商船三井</td> <td style="text-align: right;">7,695百万円</td> </tr> <tr> <td>  川崎汽船(株)</td> <td style="text-align: right;">3,162 〃</td> </tr> <tr> <td>  飯野海運(株)</td> <td style="text-align: right;">843 〃</td> </tr> <tr> <td>  計</td> <td style="text-align: right;">11,701 〃</td> </tr> </table>		連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額	他の連帯債務者		(株)商船三井	7,695百万円	川崎汽船(株)	3,162 〃	飯野海運(株)	843 〃	計	11,701 〃
	連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額																								
他の連帯債務者																									
(株)商船三井	5,728百万円																								
川崎汽船(株)	2,354 〃																								
飯野海運(株)	627 〃																								
計	8,709 〃																								
	連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額																								
他の連帯債務者																									
(株)商船三井	7,695百万円																								
川崎汽船(株)	3,162 〃																								
飯野海運(株)	843 〃																								
計	11,701 〃																								
<p>連帯債務のうち当社及び連結子会社負担額は連結貸借対照表の項目のうち、長期借入金及び短期借入金に計上している。</p>	<p>連帯債務のうち当社及び連結子会社負担額は連結貸借対照表の項目のうち、長期借入金及び短期借入金に計上している。</p>																								
<p>(3) 連結子会社が船舶に関して締結しているオペレーティング・リース契約の一部には残価保証の条項が含まれている。残価保証による潜在的な最大支払額は22,819百万円であり、当該オペレーティング・リース契約の購入選択権を行使せずにリース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性がある。なお、当該オペレーティング・リース契約は2018年12月までの間に終了する。</p>	<p>(3) 以下に示す連結子会社がそれぞれ船舶に関して締結しているオペレーティング・リース契約には残価保証の条項が含まれている。残価保証による潜在的な最大支払額及びその支払月は以下の通りであり、当該オペレーティング・リース契約の購入選択権を行使せずにリース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性がある。</p> <table border="0" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">連結子会社</th> <th style="text-align: right;">最大支払額</th> <th style="text-align: right;">残価支払月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NYK ORION CORPORATION</td> <td style="text-align: right;">2,549 百万円</td> <td style="text-align: right;">2018年3月</td> </tr> <tr> <td>NYK TERRA CORPORATION</td> <td style="text-align: right;">3,375 〃</td> <td style="text-align: right;">2018年7月</td> </tr> <tr> <td>RAJA MARITIMA S. A.</td> <td style="text-align: right;">811 〃</td> <td style="text-align: right;">2018年9月</td> </tr> <tr> <td>NYK THESEUS CORPORATION</td> <td style="text-align: right;">2,089 〃</td> <td style="text-align: right;">2018年11月</td> </tr> <tr> <td>NYK TRITON CORPORATION</td> <td style="text-align: right;">2,125 〃</td> <td style="text-align: right;">2018年12月</td> </tr> <tr> <td>MOET SHIPHOLDING S. A.</td> <td style="text-align: right;">5,041 〃</td> <td style="text-align: right;">2014年3月</td> </tr> </tbody> </table>	連結子会社	最大支払額	残価支払月	NYK ORION CORPORATION	2,549 百万円	2018年3月	NYK TERRA CORPORATION	3,375 〃	2018年7月	RAJA MARITIMA S. A.	811 〃	2018年9月	NYK THESEUS CORPORATION	2,089 〃	2018年11月	NYK TRITON CORPORATION	2,125 〃	2018年12月	MOET SHIPHOLDING S. A.	5,041 〃	2014年3月			
連結子会社	最大支払額	残価支払月																							
NYK ORION CORPORATION	2,549 百万円	2018年3月																							
NYK TERRA CORPORATION	3,375 〃	2018年7月																							
RAJA MARITIMA S. A.	811 〃	2018年9月																							
NYK THESEUS CORPORATION	2,089 〃	2018年11月																							
NYK TRITON CORPORATION	2,125 〃	2018年12月																							
MOET SHIPHOLDING S. A.	5,041 〃	2014年3月																							
<p>(4) 当社及び連結子会社である日本貨物航空(株)が航空機に関して締結しているオペレーティング・リース契約の一部には、残価保証の条項が含まれている。残価保証による潜在的な最大支払額は25,858百万円であり、リース期間終了後に当該リース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性がある。なお、当該オペレーティング・リース契約は2013年12月までの間に終了する。</p>	<p>(4) 連結子会社である日本貨物航空(株)が航空機に関して締結しているオペレーティング・リース契約の一部には残価保証の条項が含まれている。残価保証による潜在的な最大支払額は17,100百万円であり、リース期間終了後に当該リース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性がある。なお、当該オペレーティング・リース契約は2013年12月までの間に終了する。</p>																								
<p>(5) 連結子会社である日本貨物航空(株)は、航空貨物輸送に関わる価格カルテル等に関連して欧州及び韓国当局の調査を受けている。このうち、欧州委員会による調査においては、平成19年12月に異議告知書を受領している。また、韓国公正取引委員会の調査においては、平成21年10月に韓国公正取引法違反の疑いがあるとして審査報告書を受領している。この他に、上記に関連して、米国において、日本貨物航空(株)は、請求金額を特定しないまま損害賠償請求訴訟(集団訴訟)を提起されている。</p> <p>このため、欧州委員会の調査などについては引当金を計上している。また、その他の調査及び訴訟の結果についても、日本貨物航空(株)の経営成績に影響を及ぼす可能性があるが、それらの結果を合理的に予測することは困難である。</p>	<p>(5) 世界各国の主要航空会社は航空貨物輸送に関わる価格カルテル等に関連して米欧当局などの調査を受けており、連結子会社である日本貨物航空(株)も、米国、欧州委員会及び韓国の各当局の調査を受けている。また、上記に関連して、米国において、日本貨物航空(株)は、請求金額を特定しないまま損害賠償請求訴訟(集団訴訟)を提起されている。</p> <p>このうち米欧当局の調査については、当連結会計年度より引当金を計上している。その他の調査及び訴訟の結果は、日本貨物航空(株)の経営成績に影響を及ぼす可能性もあるが、現在においても調査が進行中であり、それらの結果を合理的に予測することは困難である。</p>																								

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在)	※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)
現金及び預金勘定 119,726百万円	現金及び預金勘定 127,900百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 $\Delta 2,540$ "	預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 $\Delta 4,196$ "
現金及び現金同等物 117,185 "	取得日から3ヶ月以内に償還期限 の到来する有価証券 35,998 "
	現金及び現金同等物 159,702 "

## (株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日  
至 平成21年9月30日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	1,230,188

## 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	2,424

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,455	利益剰余金	2	平成21年3月31日	平成21年6月24日

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結  
会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年10月27日 取締役会	普通株式	2,455	利益剰余金	2	平成21年9月30日	平成21年11月24日

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)

時価のある満期保有目的の債券及びその他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 国債・地方債等	31,380	31,383	3
(2) 社債	947	967	19
(3) その他	5,011	5,010	△0
合計	37,339	37,361	22

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	118,153	171,353	53,199
(2) 債券	58	59	0
(3) その他	113	97	△15
合計	118,325	171,510	53,185

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	定期船 事業 (百万円)	不定期 専用船 事業 (百万円)	物流 事業 (百万円)	ターミ ナル関 連事業 (百万円)	客船 事業 (百万円)	航空運送 事業 (百万円)	不動 産業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高											
(1) 外部顧客に 対する売上高	184,250	337,872	128,427	28,650	14,199	22,561	2,277	22,034	740,274	—	740,274
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	1,697	1,601	758	9,055	—	2,698	669	51,579	68,060	(68,060)	—
計	185,947	339,474	129,186	37,706	14,199	25,259	2,946	73,614	808,334	(68,060)	740,274
営業利益 又は損失(△)	△1,298	74,453	2,398	2,093	1,832	△3,372	963	△403	76,668	2	76,671
経常利益 又は損失(△)	△1,051	72,062	2,530	1,774	1,781	△3,594	1,188	29	74,720	2	74,722

(注) 1. 事業区分の変更

事業区分の方法については、役務の種類・性質の類似性に経営組織との一体性を加味して区分しているが、経営管理上採用している区分に合わせる為に、従来「その他の事業」に含めて表示していた旅行業を第1四半期連結会計期間から「物流事業」に含める事とした。なお、この事業区分の変更がセグメント情報に与える影響は軽微である。

2. 事業区分の方法

日本標準産業分類を参考とした役務の種類・性質の類似性に経営組織との一体性を加味して区分している。

3. 各事業区分に属する主要な事業・役務の名称

定期船事業……………外航貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店

不定期専用船事業……………外航・沿海貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店

物流事業……………倉庫業、貨物運送取扱業

ターミナル関連事業…コンテナターミナル業、港湾運送業、曳船業

客船事業……………客船の保有・運航業

航空運送事業……………航空運送業

不動産業……………不動産の賃貸・管理・販売業

その他の事業……………機械器具卸売業(船舶用)、その他運輸付帯サービス業、情報処理サービス業、石油製品の卸売業、その他

4. 営業費用の中の共通費は、すべてセグメント別に配賦している。

当第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

	定期船 事業 (百万円)	不定期 専用船 事業 (百万円)	物流 事業 (百万円)	ターミ ナル関 連事業 (百万円)	客船 事業 (百万円)	航空運送 事業 (百万円)	不動 産業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高											
(1) 外部顧客に 対する売上高	89,617	179,451	82,672	20,797	9,932	12,564	2,708	16,708	414,453	—	414,453
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	928	1,423	337	6,457	—	1,633	627	22,149	33,558	(33,558)	—
計	90,546	180,875	83,009	27,254	9,932	14,198	3,336	38,857	448,011	(33,558)	414,453
営業利益 又は損失(△)	△17,653	9,264	736	748	334	△5,566	987	△395	△11,543	3	△11,540
経常利益 又は損失(△)	△17,978	5,412	985	419	259	△5,308	1,247	△1,878	△16,840	3	△16,837

(注) 1. 事業区分の方法

日本標準産業分類を参考とした役務の種類・性質の類似性に経営組織との一体性を加味して区分している。

2. 各事業区分に属する主要な事業・役務の名称

定期船事業……………外航貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店

不定期専用船事業……………外航・沿海貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店

物流事業……………倉庫業、貨物運送取扱業

ターミナル関連事業…コンテナターミナル業、港湾運送業、曳船業

客船事業……………客船の保有・運航業

航空運送事業……………航空運送業

不動産業……………不動産の賃貸・管理・販売業

その他の事業……………機械器具卸売業(船舶用)、その他運輸付帯サービス業、情報処理サービス業、石油製品の卸売業、その他

3. 営業費用の中の共通費は、すべてセグメント別に配賦している。

前第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	定期船 事業 (百万円)	不定期 専用船 事業 (百万円)	物流 事業 (百万円)	ターミ ナル関 連事業 (百万円)	客船 事業 (百万円)	航空運送 事業 (百万円)	不動 産業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高											
(1) 外部顧客に 対する売上高	347,055	635,593	255,453	55,863	26,898	43,334	4,663	51,012	1,419,874	—	1,419,874
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	3,026	3,182	1,489	17,743	—	5,327	1,176	80,001	111,948	(111,948)	—
計	350,082	638,775	256,943	73,607	26,898	48,662	5,839	131,014	1,531,823	(111,948)	1,419,874
営業利益 又は損失(△)	△4,163	131,698	4,747	4,561	2,742	△5,765	1,859	△856	134,824	4	134,829
経常利益 又は損失(△)	△3,734	134,606	5,111	3,984	2,606	△5,879	2,334	798	139,828	4	139,833

(注) 1. 事業区分の変更

事業区分の方法については、役務の種類・性質の類似性に経営組織との一体性を加味して区分しているが、経営管理上採用している区分に合わせる為に、従来「その他の事業」に含めて表示していた旅行業を第1四半期連結会計期間から「物流事業」に含める事とした。なお、この事業区分の変更がセグメント情報に与える影響は軽微である。

2. 事業区分の方法

日本標準産業分類を参考とした役務の種類・性質の類似性に経営組織との一体性を加味して区分している。

3. 各事業区分に属する主要な事業・役務の名称

定期船事業……………外航貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店

不定期専用船事業……………外航・沿海貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店

物流事業……………倉庫業、貨物運送取扱業

ターミナル関連事業…コンテナターミナル業、港湾運送業、曳船業

客船事業……………客船の保有・運航業

航空運送事業……………航空運送業

不動産業……………不動産の賃貸・管理・販売業

その他の事業……………機械器具卸売業(船舶用)、その他運輸付帯サービス業、情報処理サービス業、石油製品の卸売業、その他

4. 営業費用の中の共通費は、すべてセグメント別に配賦している。



当第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	定期船 事業 (百万円)	不定期 専用船 事業 (百万円)	物流 事業 (百万円)	ターミ ナル関 連事業 (百万円)	客船 事業 (百万円)	航空運送 事業 (百万円)	不動 産業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高											
(1) 外部顧客に 対する売上高	176,473	334,619	160,220	42,962	19,372	23,385	4,997	32,487	794,519	—	794,519
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	2,237	3,301	615	11,996	—	2,871	1,133	41,177	63,333	(63,333)	—
計	178,710	337,920	160,835	54,959	19,372	26,257	6,131	73,665	857,852	(63,333)	794,519
営業利益 又は損失(△)	△36,139	10,293	△737	948	△216	△12,045	1,868	△1,041	△37,070	6	△37,063
経常利益 又は損失(△)	△36,598	3,886	△555	642	△397	△11,831	2,547	△1,616	△43,921	6	△43,915

(注) 1. 事業区分の方法

日本標準産業分類を参考とした役務の種類・性質の類似性に経営組織との一体性を加味して区分している。

2. 各事業区分に属する主要な事業・役務の名称

定期船事業……………外航貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店

不定期専用船事業……………外航・沿海貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店

物流事業……………倉庫業、貨物運送取扱業

ターミナル関連事業…コンテナターミナル業、港湾運送業、曳船業

客船事業……………客船の保有・運航業

航空運送事業……………航空運送業

不動産業……………不動産の賃貸・管理・販売業

その他の事業……………機械器具卸売業(船舶用)、その他運輸付帯サービス業、情報処理サービス業、石油製品の卸売業、その他

3. 営業費用の中の共通費は、すべてセグメント別に配賦している。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	561,541	52,989	83,557	39,307	2,877	740,274	—	740,274
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	18,711	10,072	4,673	4,897	989	39,344	(39,344)	—
計	580,253	63,062	88,231	44,204	3,866	779,619	(39,344)	740,274
営業利益 又は損失(△)	55,542	3,667	11,602	5,530	209	76,551	119	76,671
経常利益 又は損失(△)	55,171	3,795	9,063	6,861	603	75,496	(773)	74,722

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。  
 2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域  
 (1) 北米……………米国、カナダ  
 (2) 欧州……………英国、ドイツ、オランダ、イタリア、フランス、ベルギー  
 (3) アジア……………シンガポール、タイ、香港、中国  
 (4) その他の地域……………オーストラリア  
 3. 営業費用の中の共通費は、すべてセグメント別に配賦している。

当第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	303,213	33,469	47,466	27,491	2,812	414,453	—	414,453
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	9,350	6,679	3,471	3,817	527	23,847	(23,847)	—
計	312,564	40,148	50,937	31,309	3,339	438,300	(23,847)	414,453
営業利益 又は損失(△)	△15,213	794	1,368	1,449	△69	△11,670	130	△11,540
経常利益 又は損失(△)	△19,927	529	△1,728	2,817	△74	△18,383	1,546	△16,837

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。  
 2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域  
 (1) 北米……………米国、カナダ  
 (2) 欧州……………英国、ドイツ、オランダ、イタリア、フランス、ベルギー  
 (3) アジア……………シンガポール、タイ、香港、中国  
 (4) その他の地域……………オーストラリア  
 3. 営業費用の中の共通費は、すべてセグメント別に配賦している。

前第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,073,109	101,738	166,294	73,224	5,507	1,419,874	—	1,419,874
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	24,603	19,263	9,111	8,832	1,788	63,599	(63,599)	—
計	1,097,713	121,001	175,406	82,056	7,296	1,483,474	(63,599)	1,419,874
営業利益 又は損失(△)	97,373	6,139	21,744	9,103	229	134,590	238	134,829
経常利益 又は損失(△)	103,137	6,360	18,369	12,052	704	140,625	(791)	139,833

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……………米国、カナダ

(2) 欧州……………英国、ドイツ、オランダ、イタリア、フランス、ベルギー

(3) アジア……………シンガポール、タイ、香港、中国

(4) その他の地域……………オーストラリア

3. 営業費用の中の共通費は、すべてセグメント別に配賦している。

当第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	577,693	65,864	92,961	50,388	7,610	794,519	—	794,519
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	17,756	13,548	7,992	7,341	952	47,591	(47,591)	—
計	595,449	79,413	100,953	57,729	8,563	842,110	(47,591)	794,519
営業利益 又は損失(△)	△43,886	321	4,543	1,648	61	△37,313	249	△37,063
経常利益 又は損失(△)	△45,610	88	△899	4,057	159	△42,204	(1,710)	△43,915

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……………米国、カナダ

(2) 欧州……………英国、ドイツ、オランダ、イタリア、フランス、ベルギー

(3) アジア……………シンガポール、タイ、香港、中国

(4) その他の地域……………オーストラリア

3. 営業費用の中の共通費は、すべてセグメント別に配賦している。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	185,443	162,671	163,462	123,703	635,281
II 連結売上高(百万円)					740,274
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	25.0	22.0	22.1	16.7	85.8

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……………米国、カナダ

(2) 欧州……………英国、ドイツ、フランス、イタリアなど欧州各国

(3) アジア……………東南アジア、東アジア、南西アジア、中近東各国

(4) その他の地域……………オセアニア、中南米、アフリカ各国

3. 海外売上高のうち、主なものは外航海運業収益と物流事業収益である。

当第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	93,849	83,100	97,257	67,218	341,425
II 連結売上高(百万円)					414,453
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	22.6	20.1	23.5	16.2	82.4

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……………米国、カナダ

(2) 欧州……………英国、ドイツ、フランス、イタリアなど欧州各国

(3) アジア……………東南アジア、東アジア、南西アジア、中近東各国

(4) その他の地域……………オセアニア、中南米、アフリカ各国

3. 海外売上高のうち、主なものは外航海運業収益と物流事業収益である。

前第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	350,658	319,330	305,225	234,762	1,209,976
II 連結売上高(百万円)					1,419,874
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	24.7	22.5	21.5	16.5	85.2

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。  
 2. 各区分に属する主な国又は地域  
 (1) 北米……………米国、カナダ  
 (2) 欧州……………英国、ドイツ、フランス、イタリアなど欧州各国  
 (3) アジア……………東南アジア、東アジア、南西アジア、中近東各国  
 (4) その他の地域……………オセアニア、中南米、アフリカ各国  
 3. 海外売上高のうち、主なものは外航海運業収益と物流事業収益である。

当第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	179,462	160,481	185,941	125,402	651,288
II 連結売上高(百万円)					794,519
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	22.6	20.2	23.4	15.8	82.0

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。  
 2. 各区分に属する主な国又は地域  
 (1) 北米……………米国、カナダ  
 (2) 欧州……………英国、ドイツ、フランス、イタリアなど欧州各国  
 (3) アジア……………東南アジア、東アジア、南西アジア、中近東各国  
 (4) その他の地域……………オセアニア、中南米、アフリカ各国  
 3. 海外売上高のうち、主なものは外航海運業収益と物流事業収益である。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額

当第 2 四半期連結会計期間末 (平成21年 9 月30日)		前連結会計年度末 (平成21年 3 月31日)	
1 株当たり純資産額	426.39円	1 株当たり純資産額	443.16円

2. 1 株当たり四半期純利益金額等

第 2 四半期連結累計期間

前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)		当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	
1 株当たり四半期純利益金額	74.33円	1 株当たり四半期純損失金額	△23.91円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	—	潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	—

(注) 1. 前第 2 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式がないため、記載していない。

当第 2 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり四半期純損失であるため、記載していない。

2. 1 株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△)の算定上の基礎は、以下の通りである。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	91,274	△29,353
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失(△)(百万円)	91,274	△29,353
期中平均株式数(千株)	1,227,922	1,227,784
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

## 第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 38.21円	1株当たり四半期純損失金額 △8.50円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 —	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 —

(注) 1. 前第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式がないため記載していない。

当第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載していない。

2. 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△)の算定上の基礎は、以下の通りである。

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	46,914	△10,434
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失(△)(百万円)	46,914	△10,434
期中平均株式数(千株)	1,227,876	1,227,773
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間  
(自 平成21年7月1日  
至 平成21年9月30日)

新株式発行及び株式売出し

当社は、平成21年11月12日に開催した取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記の通り決議した。

(1) 公募による新株式発行(一般募集)

- |                    |   |
|--------------------|---|
| ① 募集株式の種類及び数       | 普通株式 427,000,000株   |
| ② 払込金額の決定方法        | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成21年12月1日から平成21年12月3日までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。                                   |
| ③ 増加する資本金及び資本剰余金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| ④ 募集方法             | 国内及び海外における同時募集  |
| ⑤ 申込期間(国内)         | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで   |
| ⑥ 払込期日             | 平成21年12月8日から平成21年12月10日までの間のいずれかの日。但し、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。  |
| ⑦ 資金使途             | 船舶を主とする設備投資資金   |

(2) 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

- |              |   |
|--------------|---|
| ① 売出株式の種類及び数 | 普通株式 33,000,000株(上限)  |
| ② 売出人        | 野村証券㈱   |
| ③ 売出価格       | 発行価格等決定日に決定する。  |
| ④ 売出方法       | 国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、野村証券㈱が当社株主から33,000,000株を上限として借入れる当社普通株式の国内における売出しを行う。 |
| ⑤ 申込期間       | 国内一般募集における申込期間と同一   |
| ⑥ 受渡期日       | 国内一般募集における払込期日の翌営業日   |

(3) 第三者割当による新株式発行

- |                    |   |
|--------------------|---|
| ① 募集株式の種類及び数       | 普通株式 33,000,000株  |
| ② 払込金額の決定方法        | 発行価格等決定日に決定する。  |
| ③ 増加する資本金及び資本剰余金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| ④ 割当先              | 野村証券㈱   |
| ⑤ 申込期間(申込期日)       | 平成21年12月24日   |
| ⑥ 払込期日             | 平成21年12月25日   |
| ⑦ 資金使途             | 船舶を主とする設備投資資金   |

## 2 【その他】

平成21年10月27日に開催された取締役会において、第123期の中間配当に関し次の通り決議した。

- |                      |             |
|----------------------|-------------|
| ① 中間配当金の総額           | 2,455百万円    |
| ② 1株当たりの金額           | 2円          |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成21年11月24日 |

(注) 当社定款第50条の規定に基づき、平成21年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行う。



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月6日

日本郵船株式会社  
取締役会 御中

## 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 永 田 高 士 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 板 垣 雄 士 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 京 嶋 清 兵 衛 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 五 十 嵐 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本郵船株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結貸借対照表及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本郵船株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月12日

日本郵船株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永	田	高	士	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	板	垣	雄	士	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	浦	利	治	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五	十	嵐	徹	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本郵船株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結貸借対照表及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本郵船株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月12日
【会社名】	日本郵船株式会社
【英訳名】	Nippon Yusen Kabushiki Kaisha
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長・社長経営委員 工 藤 泰 三
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役・専務経営委員 内 藤 忠 顕
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【縦覧に供する場所】	日本郵船株式会社横浜支店 (横浜市中区海岸通三丁目9番地) 日本郵船株式会社名古屋支店 (名古屋市西区牛島町6番1号) 日本郵船株式会社関西支店 (神戸市中央区海岸通一丁目2番31号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長・社長経営委員工藤泰三及び当社最高財務責任者である代表取締役・専務経営委員内藤忠顕は、当社の第123期第2四半期(自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。